

令和 8 年 2 月 1 8 日 提 出

半 田 市 議 会 定 例 会 議 案

令和8年第2回半田市議会定例会議案目録

議案番号	件名	ページ
報告1	専決処分の報告について(貸室利用中の事故の和解及び損害賠償の額の決定)	5
報告2	専決処分の報告について(半田市市有土地の倒木に起因する事故の和解及び損害賠償の額の決定)	7
報告3	専決処分の報告について(除草作業中の傷害事故の和解及び損害賠償の額の決定)	9
報告4	専決処分の報告について(公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定)	11
報告5	専決処分の報告について(工事請負契約の変更)	13
報告6	地方独立行政法人知多半島総合医療機構の経営状況について	17
承認1	専決処分の承認について(令和7年度半田市一般会計補正予算第7号)	55
3	令和7年度半田市一般会計補正予算第8号	67
4	令和7年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号	101
5	令和7年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第2号	111
6	令和7年度半田市モーターボート競走事業特別会計補正予算第1号	123
7	令和7年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号	133
8	令和7年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第3号	139
9	令和7年度半田市水道事業会計補正予算第4号	149
10	令和8年度半田市一般会計予算	別冊
11	令和8年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計予算	
12	令和8年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計予算	
13	令和8年度地方独立行政法人知多半島総合医療機構病院事業債管理特別会計予算	
14	令和8年度半田市駐車場事業特別会計予算	
15	令和8年度半田市モーターボート競走事業特別会計予算	
16	令和8年度半田市国民健康保険事業特別会計予算	
17	令和8年度半田市介護保険事業特別会計予算	
18	令和8年度半田市後期高齢者医療事業特別会計予算	
19	令和8年度半田市水道事業会計予算	

20	令和8年度半田市下水道事業会計予算	別冊
21	半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	161
22	半田市職員定数条例の一部改正について	163
23	半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	165
24	半田市職員の給与に関する条例の一部改正について	167
25	半田市職員旅費支給条例の全部改正について	169
26	半田市使用料条例及び半田市手数料条例の一部改正について	183
27	半田市児童館条例の一部改正について	229
28	半田市国民健康保険税条例の一部改正について	231
29	半田市介護保険条例の一部改正について	237
30	半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	241
31	半田市雁宿駐車場条例の一部改正について	243
32	半田市営住宅条例の一部改正について	245
33	半田市水道事業給水条例の一部改正について	247
34	半田市下水道条例の一部改正について	249
35	長根西住宅解体工事（週休2日）請負変更契約の締結について	251
36	財産の処分について	257
37	市道路線の廃止について	261
38	市道路線の認定について	263
39	半田市公平委員会の委員の選任について	265

報告第1号

専決処分の報告について（貸室利用中の事故の和解及び損害賠償の額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和7年10月21日半田市広小路町155番地の3、半田市市民活動支援センターにおいて発生した貸室利用中の事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月27日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、治療費等の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金14,854円

3 損害賠償の相手方

西尾市在住 60歳代女性

報告第2号

専決処分の報告について(半田市市有土地の倒木に起因する事故の和解及び損害賠償の額の決定)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和7年9月20日半田市板山町1丁目100番7で発生した半田市市有土地の倒木に起因する事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月22日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、フェンス修繕費の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金343,200円

3 損害賠償の相手方

愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦ガスネットワーク株式会社 代表取締役 柴田 喜充

報告第3号

専決処分の報告について（除草作業中の傷害事故の和解及び損害賠償の額の決定）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和7年5月18日半田市向山町一丁目128番地内（向山児童遊園）で発生した除草作業中の飛び石による傷害事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月20日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件傷害事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、治療費等の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金124,784円

3 損害賠償の相手方

半田市在住 未成年者の親権者

報告第4号

専決処分の報告について（公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和7年12月9日半田市東洋町三丁目8番地先の道路上で発生した車両損傷事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月20日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件車両損傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、車両修繕費の6割を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金215,767円

3 損害賠償の相手方

半田市在住 40歳代女性

報告第5号

専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 工事名 （仮称）成岩地域交流施設建設工事（週休2日）
- 2 工事場所 半田市成岩本町二丁目1番地
- 3 変更前請負契約金額 金233,563,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金21,233,000円）
- 4 変更後請負契約金額 金238,062,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金21,642,000円）
- 5 変更による契約金増減額（増額） 金4,499,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金409,000円）
- 6 請負契約者 半田市幸町一丁目30番地
株式会社沢田工務店
代表取締役 澤田 貞雄

令和8年2月5日専決

半田市長 久世孝宏

工 事 請 負 変 更 契 約 書

1. 工 事 名 (仮称) 成岩地域交流施設建設工事 (週休2日)
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市成岩本町二丁目1番地
4. 工 事 概 要 別添変更設計書及び図面のとおりに
5. 工 期 原契約書のとおりに
6. 変更前契約金額 金233,563,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金21,233,000円)
7. 変更後契約金額 金238,062,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金21,642,000円)
8. 変更額 増 額 金4,499,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金409,000円)
9. 特に定めた条件 原契約書のとおりに

令和7年6月9日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。

ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

以上契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年2月5日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地
半 田 市
半田市長 久世 孝宏

受 注 者 愛知県半田市幸町一丁目30番地
株式会社沢田工務店
代表取締役 澤田 貞雄

電子契約済

変更概要

当初は建物以外の全工事を外構工事で施工する予定であったが、令和8年7月の供用開始に先立ち、開館後の円滑な運営を確保するため、地域住民で構成される「開館準備会」等と開館に必要な準備に取り組む必要があり、外構工事期間中においても関係者が建物に安全に出入りできる進入路を確保する必要があることから、事故の恐れを回避できるスロープ付き階段工事を今回工事として前倒して施工するもの。併せて、同一施工条件下で実施が必要となる雨水排水設備工事等についても変更を行うこととし、半田市建設工事請負契約約款第19条第4項及び第5項の規定に基づき、設計図書及び請負代金額を変更する。

報告第6号

地方独立行政法人知多半島総合医療機構の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、地方独立行政法人知多半島総合医療機構の経営状況（令和8年度年度計画）を説明する書類を次のとおり提出する。

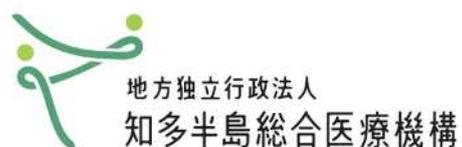
令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

地方独立行政法人知多半島総合医療機構

令和 8 年度 年度計画

令和 8 年 4 月



目次

【知多半島総合医療機構の理念・基本方針・運営方針】	4
【令和 8 年度の計画について】	5
第 1 年度計画の期間	5
第 2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	5
1 提供する医療サービス	5
(1) 救急医療	5
(2) 災害医療	7
(3) 周産期医療・小児医療	8
(4) 重要疾病への対応（がん）	9
(5) 重要疾病への対応（脳卒中、心筋梗塞）	10
(6) 重要疾病への対応（糖尿病）	12
(7) 感染症医療	13
(8) リハビリテーション医療	13
(9) 高度生殖医療	15
2 医療の質と成長	15
(1) コミュニケーションの充実	15
(2) 安全・安心で良質な医療の提供	15
(3) 時代に即した医療の提供	16
(4) 患者サービスの向上	17
(5) チーム医療の推進	17
3 地域連携	17
(1) 地域医療構想における役割	17
(2) 地域の医療機関への支援	18
(3) 地域の医療水準向上への貢献	18
(4) 地域包括ケアシステムの構築にむけて果たすべき役割	19
4 半田市・常滑市の医療施策推進における役割	20
(1) 保健・医療・福祉行政との連携	20
(2) 災害医療体制の充実	20
第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	20
1 効率的な運営管理体制の確立	20

(1) 法人運営管理体制の確立	20
(2) 柔軟かつ効率的な業務運営	21
(3) 弾力的な予算執行	21
(4) 病院間における連携体制の強化	21
(5) 内部統制の推進と外部評価等の活用	22
2 職場と職員	22
(1) 働きやすい職場環境	22
(2) 優れた人材の育成	22
(3) 職員の評価	23
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	23
1 健全経営	23
(1) 健全な経営基盤の確立	23
(2) 収入の確保	24
(3) 適切な支出の徹底	26
(4) 計画的な投資と財源の確保	27
第5 その他業務運営に関する重要事項	27
1 病院運営における DX の推進	27
2 施設・設備の整備	27
3 法令・社会規範の遵守及び情報公開	28
(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底	28
(2) コンプライアンス体制	28
(3) 情報公開	28
4 法人の経営環境等の変化への対応	29
第6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	30
1 予算（令和8年度）	30
2 収支計画（令和8年度）	31
3 資金計画（令和8年度）	32
第7 短期借入金の限度額	32
1 限度額	32
2 想定される短期借入金の発生事由	32
第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産 がある場合の当該財産の処分に関する計画	32

第9 第8に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき の、その計画	33
第10 剰余金の使途	33
第11 料金に関する事項.....	33
1 診療料等	33
2 診療料等の減免	33
第12 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務運営等に関する規則で定め る業務運営に関する事項	34
1 地域の医療水準向上への貢献に関する計画	34
2 施設及び設備に関する計画	34
3 人事に関する計画	34
4 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項	34

【知多半島総合医療機構の理念・基本方針・運営方針】

1 理念

私たちは、地域医療の中核を担い、知多半島の人々の健康を支え続けます。

2 基本方針

- (1) 医療サービス 急性期から回復期まで、切れ目のない医療を提供します。
- (2) 医療の質 コミュニケーションを大切にし、患者とその家族に寄り添い、安全・安心で良質な医療を提供します。
- (3) 医療の成長 時代に即した医療を提供し、医療水準の向上に努めます。
- (4) 地域連携 保健・医療・福祉の連携を重視し、地域医療に貢献します。
- (5) 職場と職員 職員が互いを尊重し、やりがいのある働きやすい職場をつくり、優れた人材を育成します。
- (6) 健全経営 効率的な運営により、健全な経営を確立します。

3 運営方針

○知多半島総合医療センター

- (1) 24時間365日体制で救急医療を提供します。
- (2) 日頃から関係機関と連携を図り、災害医療の中核を担います。
- (3) 質の高い周産期・小児医療を提供します。
- (4) がん診療の拠点として、専門的ながん医療を提供します。
- (5) 脳卒中センター・心臓病センターの中心として、超急性期医療を提供します。
- (6) 先進的で高水準な医療を提供します。
- (7) 効果的な病床管理による病床利用率の向上を図ります。

○知多半島りんくう病院

- (1) 未知の感染症のまん延を水際で防ぐ役割を担います。
- (2) 専門的で集中的な回復期のリハビリテーションを365日間一体的かつ連続的に提供します。
- (3) 高度生殖医療を積極的に推進し、妊孕性を高める医療を提供します。
- (4) 在宅復帰に向けた医療、看護、リハビリを提供し、地域包括ケアシステムの構築に貢献します。
- (5) 効果的な病床管理による病床利用率の向上を図ります。

【令和8年度の計画について】

地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「機構」という。）は、知多半島総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）・知多半島りんくう病院（以下「りんくう病院」という。）の業務運営等に関し、策定した第1期中期計画並びに機構の理念と基本方針及び両病院の運営方針に基づき、令和8年度の年度計画を以下のとおり定める。

第1 年度計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 提供する医療サービス

機構は、運営する総合医療センターとりんくう病院（以下「両病院」という。）が連携し、急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、他の医療機関との役割分担・連携を図りながら、知多半島医療圏における中核医療施設として医療施策上必要とされる医療を担う。

（1）救急医療

総合医療センターは、知多半島医療圏で唯一の救命救急センター（3次救急医療機関）として救命救急医療の中核を担い、24時間365日体制の救急医療を提供する。また、地域の医療機関との役割分担を明確にした上で、りんくう病院は2次救急医療機関として密接に連携し、両病院がそれぞれの機能と役割に応じた救急医療を確実に提供することで地域全体の救急医療の充実を目指す。

①総合医療センター

- ア 知多半島医療圏内で唯一の救命救急センター（3次救急医療機関）を運営し、高度急性期医療を中心とした急性期医療を提供する。
- イ 緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる疾病等、高度な専門的医療を総合的に実施する。
- ウ その他の医療機関では対応できない重症患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。
- エ 救急救命士等へのメディカルコントロールや、救急医療従事者への教育を行う拠

点となる。

オ 救急病棟（8 床）を効果的に運用し、夜間の救急外来等の受け入れ体制のさらなる強化を図る。

カ 高い水準の応需率を維持するために、りんくう病院を始め、近隣の医療機関との連携体制を強化し、早期転院搬送が実施できる体制をさらに強化する。

②りんくう病院

ア 軽症患者に対し初期救急医療を提供するとともに、他の医療機関からの亜急性期以降の 2 次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継ぎ体制を充実させ、受入れ体制を強化する。

イ 自施設で対応困難な救急患者については、必要な救命処置を行った後、速やかに、総合医療センターをはじめとする救急医療を担う医療機関等へ紹介するなど、高度医療を必要とする患者への適切な対応を行う。

ウ 高齢者救急においては、帰宅後の患者家族の介護負担増加や、基礎疾患や免疫力の低下等の影響による病態の悪化といった課題があることから、特に帰宅させる場合においては、可能な限り、在宅におけるフォローアップに努める。

エ 新興感染症の発生・まん延時や災害時においては、総合医療センターが通常の救急患者に対して適切な医療を提供できるよう、要請に応じた職員の派遣や患者の受け入れ等に連携して対応にあたるなど、後方支援病院としての役割を果たす。

【救急医療の目標値】

医療機関	区分	令和 8 年度	参考 (令和 7 年度見込)
総合医療センター	救急患者数	24,000 人	23,000 人
	救急搬送件数	10,200 件	10,000 件
	救急搬送患者 の入院率	41.0%	41.0%
	救急車搬送 応需率	96.0%	96.0%

(2) 災害医療

南海トラフ地震による広域的な自然災害や中部国際空港での航空機事故等の事故災害において、愛知県及び知多半島医療圏内の医療機関と連携しながら、知多半島医療圏における災害医療の拠点としての役割を担う。

また、業務継続計画（BCP 計画）の整備を行い、平時から被災を想定した研修及び訓練を実施するなど、被災した場合にあっても、診療を継続することに加え、災害医療の拠点としての役割を果たせる体制を確保する。

① 総合医療センター

知多半島医療圏における災害医療の中核を担い、高度急性期医療を中心とした急性期医療を提供する。

- ア 災害時に災害拠点病院として診療が継続できるよう、施設設備や人員体制を整え、傷病者を受入れる災害医療の中心的役割を担う。
- イ 災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うとともに、地域中核災害医療センターを中心として傷病者の受入れ拠点となることが可能な体制を確保する。
- ウ DMAT（災害派遣医療チーム）を保有し、医師等を派遣要請に基づき被災地へ派遣し、被災地の医療活動を支援する。
- エ 災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を確保する。
- オ りんくう病院との連携協力体制を踏まえて作成した業務継続計画（BCP 計画）を適宜見直し、適切な運用等の対応策を準備する。
- カ 愛知県や知多半島医療圏の他の災害拠点病院との連携を深め、知多半島全域において災害に対する体制を確保する。

② りんくう病院

総合医療センターと連携し、広域的災害や局地的災害発生時において、地域防災計画等、地域における役割に応じた適切な医療を提供する。

- ア 災害時に診療が継続できるよう施設設備や人員体制を整え、軽傷・中等症傷病者の診療体制を確保する。また、総合医療センターとの連携協力体制を踏まえ、後方支援病院としての役割を担える、業務継続計画（BCP）を適宜見直し、適切な運用等の対応策を準備する。
- イ 災害時における地域の支援要請に応じて透析医療を提供できるよう、医療材料や備蓄資材の整備、透析施設内の機器等の震災対策や水の供給が制限される状況における透析医療の提供体制の検討とともに、りんくう病院に通院して

いる透析患者や地域の透析施設との連絡体制の構築に努める。

- ウ 災害時においても必要なリハビリテーションを継続できる体制の構築について検討する。

(3) 周産期医療・小児医療

地域の医療機関との連携及び役割分担のもと、知多半島で安心して子どもを産み、育てられるよう、また、次世代を担う子ども達が健やかな成長・発達を遂げられるよう、質の高い周産期・小児医療を安定的に提供する。また、医療面からの支援に加え、患者やその家族等に対する精神的サポート等の支援を実施するとともに、小児の虐待や貧困事例等について、関係機関と連携し、適切に対応する。

① 総合医療センター

- ア 地域周産期母子医療センターとして、継続的に地域の周産期・小児医療を提供し、ハイリスク分娩に対応する。
- イ 他の小児医療施設と連携するとともに、新生児特定集中治療室（NICU）及びその後方病床となる新生児治療回復室（GCU）の充実を図る。
- ウ 重症の小児患者については、救命救急センターで救急搬送を受入れるとともに、小児中核病院と連携して対応する。
- エ 療養・療育支援を担う施設と連携し、医療的ケア児や慢性疾患児の急変等に対し救命医療を実施する。
- オ SNS を活用し、周産期センターの施設を情報発信することで、より安心できる環境を提供する。

② りんくう病院

- ア 一般小児医療と平日日中の初期小児救急医療を提供し、症例に応じて、総合医療センター等へ紹介する必要があることから、総合医療センターとの適切な連携体制を整える。

③ 訪問看護ステーション

- ア 医療的ケア児に対する訪問看護を実施する。

【周産期医療・小児医療の目標値】

医療機関	区分	令和8年度	参考 (令和7年度見込)
機構	分娩件数	220件	190件
	小児患者数 (うち入院数)	19,100人 (4,700人)	18,000人 (4,700人)
	新生児特定集中治療 室(NICU)患者数	570人	550人

(4) 重要疾病への対応(がん)

総合医療センターは、知多半島医療圏における地域がん診療連携拠点病院として、個々のがんの種類や進行度に応じて、手術やその他の治療法を組み合わせた集学的治療等を実施するなど、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を提供する。

また、りんくう病院は、総合医療センターと連携しながら、補完的ながん医療を含めたがんとの共生を支援する体制を整える。

① 総合医療センター

- ア 地域がん診療連携拠点病院として、予防から手術、放射線治療、薬物療法等を効果的に組み合わせた専門的ながん医療を担い、がん診療の地域連携協力体制を整え、強化する。
- イ りんくう病院と連携し、がん相談支援センターを中心に、患者とその家族等の意向を尊重して、治療と仕事の両立を支援する。
- ウ 各種研修会、カンファレンス等を通じた地域連携・支援を実施し、がん診療水準の向上を図る。
- エ がんとの共生を支援するため、就労支援や療養生活の質の向上を図る。
- オ 高度な放射線治療装置の活用を図るため、その運用体制を常に見直し強化する。
- カ 薬物療法センターを中心に、より質の高いがん治療が提供できる体制を常に見直し強化する。

② りんくう病院

- ア 総合医療センターと連携しながら、補完的ながん医療を含めたがんとの共生の支援や薬物療法を実施する。
- イ 在宅療養を希望する患者に対しては、患者やその家族等の意向に沿った継続

的な支援を提供する。

ウ がん患者が安心して在宅療養ができるように医療や介護福祉サービス等の環境調整を行う。

エ 患者・家族の希望に応じた在宅緩和ケアやがん患者に対する迅速な緩和医療の提供等の緩和医療体制の充実を目指し、緩和ケア病棟の設置について検討を進める。

【がん診療目標値】

医療機関	区分	令和8年度	参考 (令和7年度見込)
機構	がん入院 患者件数	1,700 件	1,600 件
	放射線治療 件数	4,500 件	3,500 件
	薬物療法件数	5,700 件	5,700 件
	がん相談支援セ ンター相談件数	1,800 件	1,650 件

(5) 重要疾病への対応（脳卒中、心筋梗塞）

発症直後から在宅復帰に至るまで、病状に応じた適切な治療やリハビリテーションを継続して受けられる医療提供体制の維持・充実を図ることが重要であることから、早期に専門的な治療を実施できるよう受入れ体制を強化するとともに、両病院が連携し患者の病態を把握し、急性期から回復期まで一貫した流れで適切なリハビリテーションが行われる体制を整える。

① 総合医療センター

ア 脳卒中センター及び心臓病センターを中心として、脳卒中や心筋梗塞等に対し、専門的な診療を行う医師等が 24 時間常駐し、超急性期に対応できる体制で診断・治療・処置を実施する。

イ 脳卒中集中治療室（SCU）を中心として、在院期間の短縮や身体機能の早期改善に寄与する。

ウ りんくう病院及び回復期を担う医療機関等と診療情報、リハビリテーションを含む治療計画を共有するなどの連携を図る。

② りんくう病院

- ア 総合医療センター及び急性期の医療機関と連携すること等により、患者の病態を適切に評価する。
- イ 日常生活活動（ADL）を改善するため、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がチームとなり、患者一人ひとりに合わせたリハビリテーションを実施する。
- ウ 慢性期の医療機関や在宅医療機関、訪問看護ステーション等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなど連携を図る。
- エ 回復期病棟においては、看護師が多職種チームの中心となり、患者や家族の意向と状況を摺り寄せるよう努める。
- オ 退院後の生活を見据え、介護保険サービスや行政支援の情報提供を行うなど、在宅復帰や社会復帰の実現を支援する。

③ 訪問看護ステーション

- ア 脳卒中・心筋梗塞は日々の疾病管理や日常生活活動（ADL）の維持が再発予防に重要なため、訪問看護や訪問リハビリテーションによる支援を行う。

【脳卒中診療目標値】

医療機関	区分	令和8年度	参考 (令和7年度見込)
総合医療センター	急性期・脳卒中 入院患者数	590人	580人
	脳血管内 治療件数	90件	85件
	急性期・脳血管 リハビリテーション 単位数	35,000単位	33,000単位
りんくう病院	回復期・脳卒中 入院患者数	180人	170人
	回復期・脳血管 リハビリテーション 単位数	67,200単位	66,200単位

【心筋梗塞等診療目標値】

医療機関	区分	令和 8 年度	参考 (令和 7 年度見込)
総合医療センター	急性期・心筋梗塞等 入院患者数	1,350 人	1,200 人
	経皮的冠動脈 形成術件数	600 件	530 件
	急性期・心臓 リハビリテーション 単位数	15,000 単位	14,500 単位
りんくう病院	回復期・心臓 リハビリテーション 単位数	1,850 単位	1,500 単位

(6) 重要疾病への対応（糖尿病）

個々の症状に応じた総合的な糖尿病治療を実施することにより、脳卒中、心筋梗塞、透析治療等の緊急性、重要性の高い疾患の発症等や合併症を予防するとともに、診療科の連携による合併症の早期発見や治療を行える体制を整える。

血糖コントロール指標を改善するため、教育入院の実施や予防目的を含めた生活習慣病に対する栄養指導、糖尿病教室を開催することにより患者の意識改革等を促すサポート体制を提供するとともに、世界糖尿病デーにあわせた啓発キャンペーンを実施するなど、糖尿病の予防や治療継続の重要性について市民に周知する。

透析患者に見受けられる下肢抹消動脈疾患については、手術・血管内治療・アフレシス療法・フットケアを組み合わせた総合的な治療を提供することで糖尿病患者の足病変の重症化を予防する。

また、訪問看護における利用者とのコミュニケーションを通じ、利用者が抱える悩みや不安を共有し、医師や栄養士、理学療法士等によるチーム医療を活用することで、利用者の症状や生活環境に合わせた適切な支援計画を作成するとともに、自己血糖測定器やインスリン注射器等の医療機器の管理や操作指導を行い、適切な方法で自己管理できるようサポートを行う。

糖尿病サポートチームやNST（栄養サポートチーム）等のチーム医療活動の活発化のため、糖尿病に精通した管理栄養士のスキルアップに努める。

(7) 感染症医療

平時から新興感染症の発生・拡大を想定し、非常時も継続して医療を提供できるよう、医療提供体制の確保方法を検討・確認し、体制移行を円滑に行うため、感染部門や救急部門が中心となって、両病院で連携した訓練を行う。

また、国・県及び地域の医療機関と連携し、受入体制強化に努めるなど知多半島医療圏において先導的かつ中核的な役割を果たす。

① 総合医療センター

ア 新興感染症の発生時には、必要な医療資源（職員・医療機器等）をりんくう病院に集約しながらも、新興感染症医療以外の通常医療提供体制も確保できるように体制を維持する。

② りんくう病院

ア 新型コロナウイルス感染症等の感染症医療の提供を行う中で得られた知見を生かし、特定感染症指定医療機関として、新興感染症に対応するため、マニュアルの整備や備品等の管理など院内の体制を整え、地域の医療機関及び行政と密に連携し、危機管理体制を維持する。

イ 既存の一類感染症が発生した場合に、関係機関と密接な連携を図りながら、患者の迅速な収容・治療に対応することはもとより、感染症患者の長期入院等に備えた体制を確保するため、感染管理認定看護師等の専門的な知識と技術を有する職員の育成に努める。

ウ 感染拡大時や院内クラスター発生時等の診療継続計画を国立感染症医療センター（NCGM）と協力して見直すなど、平時からの感染症対策に取り組む。

エ 感染症患者の受入れを想定し、消防機関、検疫・保健所、警察等の関係機関と連携した合同訓練を継続的に行う。

(8) リハビリテーション医療

疾病治療と急性期・回復期を通じたリハビリテーション及び訪問リハビリテーションを一体的かつ連続的に実施することで、リハビリテーション医療の充実を図る。また、医師、看護師、療法士、薬剤師、管理栄養士等の多職種チームによる医学的・社会的・心理的アプローチを通じて、専門的かつ集中的なリハビリテーション医療を提供する。

① 総合医療センター

ア 早期離床、廃用症候群の予防及びADL（日常生活動作）向上を図るため、救急集中治療室（EICU）、特定集中治療室（GICU）、脳卒中集中

治療室（SCU）と連携し、十分なリスク管理のもとに早期から急性期リハビリテーションを行う。

- イ がんの治療による体への影響に対する回復力を高め、残っている体の能力を維持・向上させるため、がんリハビリテーションを行う。
- ウ 心疾患を持つ患者に対しては、生活習慣の改善による再発予防・再入院予防を目的に、退院後も心臓リハビリセンターにて総合的に外来での心臓リハビリテーションを継続して実施する。
- エ りんくう病院及び回復期を担う医療機関等と診療情報、リハビリテーションを含む治療計画を共有するなどの連携を図り、切れ目のないリハビリテーションを提供する。

② りんくう病院

- ア 急性期の疾病治療・リハビリテーションを経過した患者を総合医療センターから早期に受け入れ、日常生活機能の向上や社会復帰を目的とした専門的で集中的な回復期のリハビリテーションを 365 日間一体的かつ連続的に提供する。
- イ 総合医療センターの療法士と密接な情報共有を行い、切れ目のないリハビリテーションを提供する。
- ウ 長期入院患者について病状等を勘案しつつ転退院促進の取組みを進めるとともに、住み慣れた地域で生活できるよう積極的なリハビリテーションを提供する。
- エ 地域関係機関との連携のもと、入院から在宅療養支援、地域生活支援及び就労支援まで一貫した取組を実施する。
- オ 介護施設・福祉施設との積極的な情報交換を行うなど、退院時カンファレンスを強化する。

【リハビリテーション医療目標値】

医療機関	区分	令和 8 年度	参考 (令和 7 年度見込)
総合医療センター	リハビリテーション 単位数	103,500 単位	96,000 単位
りんくう病院	リハビリテーション 単位数	130,000 単位	140,000 単位
	訪問 リハビリテーション数	3,480 件	3,300 件
機構	リハビリテーション 単位数	233,500 単位	236,000 単位
	訪問 リハビリテーション数	3,480 件	3,300 件

(9) 高度生殖医療

人工授精、体外受精等の高度生殖医療を積極的に推進する。また、不妊症を治療する手術の実施と組み合わせることで、妊孕性を高める医療を提供する。

① りんくう病院

- ア 不妊症の原因となる要因を取り除き妊娠につながるよう、患者への負担を軽減する腹腔鏡等の内視鏡手術を使用する手技等の高度な医療を提供する。
- イ 不妊治療において重要な役割を担う胚培養士は、高い専門性と技術、倫理観が必要である一方、知多半島医療圏は人手不足の傾向もあるため、認定資格の取得をはじめ業務を担うことができる人材を育成する。
- ウ 不妊治療による妊娠後も、疾患等の状況に応じて妊婦健診を継続するとともに、総合医療センターをはじめ希望する分娩施設への円滑な引継ぎを行う。

【高度生殖医療目標値】

医療機関	区分	令和 8 年度	参考 (令和 7 年度見込)
りんくう病院	人工授精件数	350 件	320 件
	採卵件数	235 件	190 件
	胚移植件数	300 件	240 件

2 医療の質と成長

(1) コミュニケーションの充実

患者やその家族のニーズを受け止め、病状や治療法等について十分な説明を行い、コミュニケーションを大切にしながら、患者とその家族に寄り添う医療を提供する。

- ア クリニカルパスを活用するほか、患者や家族との相互理解を図り、患者の意思決定を尊重した適切なインフォームド・コンセントの徹底を図る。
- イ 患者やその家族が、治療法の選択にあたり、主治医とは別の意見を求めたとき、適切にセカンドオピニオンが受けられる体制（セカンドオピニオン相談窓口の本格運用や ACP 推進部会）を整える。

(2) 安全・安心で良質な医療の提供

医療安全管理体制を確立し、患者の立場に立った対応を行い、安全・安心で良質な医療を提供する。

- ア 医療安全、院内感染に対応する組織を置き、医療事故や院内感染等に関する情報の収集、分析を行うとともに、患者の立場に立った誠実な対応を行う。
- イ 医療安全、院内感染への対応方法等に関するマニュアルの整備を行い、機構で共有する。
- ウ 医療安全管理体制強化のため、全職員を対象とした職員研修会を行う。
- エ インシデント・アクシデント報告を徹底し、事故の再発防止に取り組み、その内容を機構で共有する。また、重大事例については、医療事故調査委員会等で適切に対応する。

(3) 時代に即した医療の提供

高度急性期医療や先進的医療の実施と高度診断・治療機器を整備することにより、時代に即した高水準な医療を提供する。

- ア 高度急性期・先進的医療の実施、内視鏡、カテーテル、ロボット支援下手術等を行うことができる体制を、人員・医療機器の両面で整備し、時代に即した高水準な医療を提供する。
- イ 救急集中治療室（EICU）、特定集中治療室（GICU）、脳卒中集中治療室（SCU）、新生児特定集中治療室（NICU）等を整備し、高度急性期医療を提供する。
- ウ 総合医療センターにおいては、救急集中治療室（EICU）、特定集中治療室（GICU）、脳卒中集中治療室（SCU）が隣接することを活かし、効率的な人の動線を確保するための運用体制を常に見直し強化する。

【高度急性期医療等目標値】

医療機関	区分	令和 8 年度	参考 (令和 7 年度見込)
機構	新規入院患者数	16,530 人	16,200 人
	手術件数 (うち緊急手術)	5,100 件 (755 件)	5,100 件 (750 件)
	(うちロボット支援下手術)	(195 件)	(180 件)
	内視鏡件数	7,400 件	7,200 件
	カテーテル件数	2,000 件	1,800 件

(4) 患者サービスの向上

地域医療構想や診療報酬制度等の動向から医療需要をつかむとともに、患者調査を実施し、ニーズを把握することで患者サービスの向上を図る。

- ア 病院スタッフの接遇や療養環境に対する患者ニーズを患者満足度調査及び意見箱、退院時アンケート等から把握し、継続的に改善を図る。
- イ 医事業務委託に係る従事者も含め病院スタッフの接遇能力向上のため、定期的に研修を実施するなど、さらなる患者満足度向上を図る。
- ウ ボランティア活動の受入については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら逐次検討し、総合受付や外来等での案内などにより、より良い患者サービスを提供する。

【患者調査目標値】

医療機関	区分	令和 8 年度	参考 (令和 7 年度見込)
機構	患者調査結果 (満足・やや満足)	90%	85%

(5) チーム医療の推進

各職員が、診療科や職種、勤務する病院の枠を越えて連携し、良好なコミュニケーションの下でそれぞれの専門性を生かした高度で質の高いチーム医療を推進する。

3 地域連携

(1) 地域医療構想における役割

知多半島医療圏において高度急性期を中心とした急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療、重要疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病等)への対応等の政策的医療を担う。

- ア 半田市・常滑市と連携しながら、救命救急センター(3次救急医療機関)、2次救急医療機関、災害拠点病院、地域周産期母子医療センター等の認定医療機関として、引き続き知多半島医療圏における政策的医療の中核を担う。
- イ 両病院が連携し、知多半島医療圏において、重要疾病に対して、中核となって医療の提供を行う。
- ウ 知多半島医療圏に必要とされる医療を踏まえ、持続可能で安定した医療を適切に提供するため、法人が担うべき医療の適正化に向けて見直しを含めた検討

を引き続き行う。

(2) 地域の医療機関への支援

地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担う。また、地域の医療機関を積極的に支援することにより、地域医療支援病院として地域の医療水準の向上に寄与する。

- ア 地域のかかりつけ医等と連携し、両病院の役割を明確にしたうえで、機構として紹介患者に対して適切な医療を提供し、治療を終えた患者を病態に適した医療機関等への紹介を進める。
- イ 地域の医療機関や医療スタッフ向けの講演や研修会を開催するなど、地域の医療水準の向上を図る。
- ウ 地域医療機関のニーズと役割を把握し、地域医療機関に信頼される病院を目指すため、地域医療機関への積極的な訪問やヒアリングの実施を通じて、地域医療連携機能の強化や紹介・逆紹介件数の推進を図る。
- エ 紹介患者のニーズに応じた円滑な受診を推進するため、両病院で一つの総合予約センターを設置し、紹介予約を集約する。
- オ 紹介患者のインターネット予約受付の運用を常に見直し、さらなる集患に努める。

【医療連携に関する目標値】

医療機関	区分	令和8年度	参考 (令和7年度見込)
機構	紹介件数※	15,000件	16,000件
	逆紹介件数※	17,650件	17,500件
	訪問看護件数	12,100件	10,000件

※ 総合医療センターとりんくう病院間の紹介・逆紹介を除いた件数

(3) 地域の医療水準向上への貢献

基幹型臨床研修病院として、臨床研修医の受入れの促進を図り、また、地域の拠点病院として、医療系学生に対する臨床研修の場を提供し、地域における医療従事

者の育成に貢献する。

- ア 急性期から回復期まで切れ目のない医療の提供や訪問看護ステーションを運営する機構の強みを生かし、質の高い臨床研修プログラムを構築し、臨床研修医のフルマッチングを達成する。
- イ 医療系学生に対し、積極的に実習等の臨床研修の場を提供し、地域における医療従事者の育成と医療の質向上に貢献する。

(4) 地域包括ケアシステムの構築にむけて果たすべき役割

緊急時の後方支援等公的な医療機関として中心的かつ先導的な役割を果たすとともに、地域包括ケア病床において在宅復帰に向けた医療、看護、リハビリを提供するなど地域包括ケアシステムの構築に貢献する。

- ア りんくう病院において訪問看護ステーションを運営し、地域の訪問看護事業所や介護事業所と連携することで、地域全体の在宅医療、在宅介護の質の向上に寄与する。
- イ 市町村主催の地域包括ケア関連の会議や研修へ積極的に参加し、在宅医療・介護資源の把握や課題等を共有する。また訪問看護ステーションや地域包括支援センター等の多職種とのネットワークを構築するなど、院外のチーム医療活動に積極的に取り組むことで切れ目のない連携に取り組み、在宅医療への円滑な移行に努める。
- ウ 症状が安定した患者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括病棟において、リハビリテーションの立場から包括的介入や退院に向けたサポートを行う。
- エ 地域包括ケアシステムを推進し、地域医療の充実を図るため、在宅療養後方支援病院として、在宅療養患者の病状急変時に24時間対応できるよう、受入体制を整える。
- オ 在宅医療のニーズを把握・分析し、今後の医療需要や地域医療機関との役割分担を踏まえた上で、りんくう病院において機能強化型在宅療養支援病院の取得についての検討を行う。

4 半田市・常滑市の医療施策推進における役割

(1) 保健・医療・福祉行政との連携

半田市・常滑市における保健・医療・福祉の各関連施策に積極的に協力するとともに、担当部局との情報共有及び調整を適切に行う。

また、健康増進・予防医療の観点から、健康講座や啓発活動等を開催し、地域の予防医療への意識を高め、健康寿命の延伸に寄与する。

ア 地域のニーズに応じて、認定看護師等を地域の出前講座に派遣し、感染対策等の情報提供や指導を行う。

イ 市民公開講座や患者向け各種教室の開催を通じて地域住民の健康意識の向上や患者へきめ細かい情報を提供する。

(2) 災害医療体制の充実

日頃から防災関係機関や他の災害拠点病院との連携を図る。また災害時には、半田市長・常滑市長からの求めに応じて適切に対応するとともに、病院機能を維持し、迅速に災害医療の提供を行うことができるよう医師会等との連携体制の強化を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な運営管理体制の確立

(1) 法人運営管理体制の確立

法人経営に関する意思決定を主体的かつ迅速に行える組織づくりを進め、効率的かつ効果的な病院運営を実現できる法人運営体制を推進する。また、地方独立行政法人としての主体的な運営を実現するため、理事長のリーダーシップのもと、理事会を中心とした業務運営体制を確立するなどガバナンスの強化を図る。

ア 法人経営を所管する法人本部のもと、両病院を一体的かつ効率的・効果的な運営ができる体制の運用に努める。

イ 理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、理事会の適切な運営に努めるとともに、意思決定を確実に遂行できる会議体を運営する。

ウ 法人本部は、原則毎月常任理事会を開催し、医療を取り巻く環境の変化を踏まえ、各病院の経営状況等について月次決算等を通じて現状分析や課題の把握を行いその解決に向けた取り組みを検討・実施するなど、両病院への経営改善支援を効果的かつ効率的に行う。

エ 適正な理事会運営がされるよう透明性を確保するとともに、ガバナンスの維持・

強化し、リスクを最小化するための監事、内部監査室及び会計監査人が連携する体制の強化を図る。

オ 法人本部と病院間で経営課題に対する組織的な対策等の決定事項を円滑に職員に浸透させる仕組みを運用する。

(2) 柔軟かつ効率的な業務運営

医師・看護師等の職員、医療機器等の資源を柔軟に配置・活用し、効率的な業務運営を行うことで、良質で安全な医療を提供する。

ア 両病院の診療機能分担や業務繁忙期に合わせ、柔軟に職員や医療機器の配置を行い、効率的な業務運営を行う。

イ 主に事務部門において、両病院の共通業務を可能な限り法人本部に集約し、効率的な業務運営を行う。

ウ 両病院が相互に連携し、医療機能を補完し合い一つの病院群として知多半島医療圏において必要な医療を提供するために、常に最適な診療機能の見直しやそれに伴う人員の適正配置を行う。

エ 経営に対する多様なアイデアや業務改善等の職員提案を奨励するとともに、優れた提案内容については、実施を検討する。

(3) 弾力的な予算執行

弾力的な予算執行により、医療ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、効率的かつ効果的な病院運営を行う。

ア 患者の医療ニーズや医療技術の進展等から総合的に判断し、医療機器等の整備を適宜見直していく。

イ 組織、人員配置の見直しを適宜行うなど、効果的かつ効率的な業務運営体制を確保する。

(4) 病院間における連携体制の強化

機構としての医療情報システムの最適化を目指した取組や病院間の連携会議、研修会等を積極的に開催するなど、病院間の更なる連携を進め、機構全体としての最適化を図る。

ア 両病院の機能や医療連携等を踏まえ、機構として最適な医療情報システムの導入を検討する。

イ 両病院における各種委員会、部会等の連携を行い、研修会等を共同開催する。

ウ 両病院の医事業務課は、法人本部及び両病院間の調整等を担うなどの法人本部の支援機能を果たす。

(5) 内部統制の推進と外部評価等の活用

機構の業務を適正かつ効率的に実施できるよう内部統制を構築し、併せて患者や評価委員会の意見を踏まえ、法人の業務運営の改善を図る。

ア 監事、内部監査室及び会計監査人が連携し、業務に対するチェック機能が適切にフィードバックされるシステムの運用に努める。

イ 規程に基づき、定期監査として期中の業務監査を実施する。監査対象は、監事の意見に基づき、監査計画の中で定める。

ウ 会計監査人等の意見を踏まえ、対応を速やかに検討し、必要な業務運営の改善に取り組む。また、病院運営の透明性を高めるため、その結果や対応について、ホームページ等を活用して積極的に公開する。

エ 患者調査や評価委員会の意見を適切に捉え、法人の業務改善を行う。

オ 病院が組織的に医療を提供するための基本的な活動・機能が、適切に実施されるよう、外部による評価を適宜活用し、業務の改善を図る。

2 職場と職員

(1) 働きやすい職場環境

職員が互いを尊重し、コミュニケーションを重視する組織風土を醸成し、職員それぞれの能力を最大限発揮でき、前向きに職務に取り組むことができる職場環境を整備する。

また、医師をはじめとする全職員の長時間労働の縮減や育児・介護を支援する制度の充実を図り、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、多様な人材が働きやすい組織体制を推進する。

(2) 優れた人材の育成

質の高い医療を安定的かつ継続的に提供するために必要となる医療人材の確保・育成に取り組み、職員の能力を最大限発揮できる組織風土を醸成する。

ア 高度急性期医療等高い専門性を必要とする医療を提供、医師の確保・育成に取り組む。

イ 機構として急性期から回復期までの医療を提供する機構の特長や魅力を SNS 等の各種媒体で発信するなど、ターゲットに応じた効果的な広報活動を展開

し、幅広い人材の確保につなげる。

- ウ 機構として急性期から回復期までの医療を提供する機構の特色を生かした研修プログラムの充実を図り、未来の人材確保につながる研修医や実習生を積極的に受け入れる。
- エ 大規模な災害時に備え、DMAT（災害派遣医療チーム）を始めとした災害医療の専門的な知識・経験を有する人材の育成を図る。
- オ 職員の専門性を高めるため、専門医、研修指導医、特定行為研修を修了した看護師や認定看護師等の各職種の専門性向上に寄与する資格取得やキャリア形成を支援する取組等により、人材の確保・育成につなげる。
- カ 病院経営に対する知識や企画力を有し、機構の経営判断を支えることができる事務職員の積極的な確保・育成に取り組む。

（３） 職員の評価

職員一人ひとりの能力や実績を公平に評価できる仕組みを導入し、それを昇給・昇格、賞与等の処遇に反映することで、働きがいのある組織づくりを目指し、業務の改善及び業績の向上に繋げる。

第４ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

１ 健全経営

（１） 健全な経営基盤の確立

患者見込の減による収益減や人件費・物価高騰等による費用の増に加え、診療報酬改定が不明確な中、大幅な下方修正が見込まれる経営状況に対し、抜本的な法人改革を推進し、収益の向上及び費用の削減を通じて、経常収支の改善を図る。

- ア 総合医療センターの新病院建設及び医療機器更新にかかる巨額の費用負担があるものの、健全な経営基盤を確立するため、他の先進的な取り組み等を積極的に導入し、更なる増収を図る。
- イ 経常収支の改善及び CF（キャッシュフロー）の健全化を目指し、診療報酬改定の影響が増収につなげられるよう、効果的かつ戦略的な病院経営を行う。
- ウ 最適な診療機能の見直しやそれに伴う人員及び人件費の適正化を図る。特にりんくう病院においては、患者需要に応じた適正な規模の病床運用を行うとともに、費用削減を図る。

【経営に関する目標値】

医療機関	区分	令和8年度	参考 (令和7年度見込)
総合医療センター	経常収支比率	95.7%	91.8%
	医業収支比率	85.8%	83.9%
	給与費比率	54.6%	54.4%
りんくう病院	経常収支比率	79.4%	79.7%
	医業収支比率	66.6%	67.6%
	給与費比率	80.5%	83.2%
機構	経常収支比率	91.7%	88.5%
	医業収支比率	81.1%	79.4%
	給与費比率	59.8%	61.2%

(2) 収入の確保

効果的な病床管理による病床利用率の向上を図るとともに、診療報酬制度の動向や患者動向等から医療需要を把握し、求められる医療を提供することにより収入を確保する。

- ア 機構として効率的な病院運営を行うために、両病院の一体的な紹介予約、病床管理・ベッドコントロールができる体制を維持する。
- イ 診療報酬改定や医療制度改革等医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織運営を行う。
- ウ 診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について積極的な検討を行うほか、診療報酬請求漏れの防止、未収金の発生防止や早期回収に努める。
- エ 総合予約センターを中心に地域の医療機関との前方連携（地域の医療機関からの診療予約等）及び後方連携（退院調整等）を進め、新規外来患者の受入れの強化と入院患者の増加を図るなど病床の効率的な運用に努める。
- オ 総合医療センターにおける高度急性期医療の充実や、りんくう病院における回復期病棟の病床稼働率を上げるための地域の医療機関との連携による患者の

積極的な受入れなどにより、収入の確保に努める。

カ りんくう病院の病床削減に伴い、算定可能となる加算など診療報酬への影響を的確に把握し、収入の向上を図る。

【収入に関する目標値】

医療機関	区分	令和 8 年度	参考 (令和 7 年度見込)
総合医療センター	病床稼働率 (急性期)	85.0%	81.0%
	入院診療単価 (急性期)	92,000 円	86,698 円
	外来診療単価	21,500 円	21,140 円
りんくう病院	病床稼働率 (急性期)	95.0%	68.8%
	病床稼働率 (回復期)	97.0%	88.0%
	病床稼働率 (地域包括ケア)	97.0%	84.6%
	入院診療単価 (急性期)	52,000 円	52,429 円
	入院診療単価 (回復期)	36,500 円	35,742 円
	入院診療単価 (地域包括ケア)	38,900 円	37,093 円
	外来診療単価	17,500 円	17,095 円
機構	病床稼働率 (急性期)	86.0%	72.8%
	病床稼働率 (回復期)	97.0%	88.0%
	病床稼働率 (地域包括ケア)	97.0%	84.6%
	入院診療単価 (急性期)	87,686 円	80,495 円
	入院診療単価 (回復期)	36,500 円	35,742 円
	入院診療単価 (地域包括ケア)	38,900 円	37,093 円
	外来診療単価	20,280 円	19,782 円

(3) 適切な支出の徹底

職員 1 人ひとりが経営意識を持つことを目指し、また法人本部を中心に経営分析やコスト管理等を行い、適切な支出管理を徹底する。

- ア 医療機器・診療材料・薬品の調達について、引き続き品目の統一化や在庫の適正化等への取組みを推進する。また包括的な発注による業務の集約、共同購入対象品目の拡大やベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うなど、費用の抑制を図る。
- イ 在庫管理については、使用実績を基に適正な在庫数量を設定し、在庫金額削減に努め、また、一部の物品については両病院間で在庫情報を共有することで、廃棄ロスの削減を図るなど在庫の適正化等への取組みを推進する。
- ウ 両病院の委託契約について、契約の複合化や複数年での契約実施等といった多様な契約手法の採用などのほか、機構全体のスケールメリットを活かした包括的な発注による業務の集約や価格交渉を行うなど、費用の抑制を図る。
- エ りんくう病院の病床削減に伴う業務運用の見直しやスリム化を行い、更なる経費削減を図る。

【支出に関する目標値】

医療機関	区分	令和 8 年度	参考 (令和 7 年度見込)
総合医療センター	薬品費比率	13.9%	14.0%
	診療材料費比率	13.8%	14.2%
	委託費比率	13.1%	13.3%
りんくう病院	薬品費比率	13.1%	13.0%
	診療材料費比率	4.5%	3.9%
	委託費比率	17.6%	16.9%
機構	薬品費比率	13.7%	13.7%
	診療材料費比率	11.9%	11.8%
	委託費比率	14.0%	14.2%

(4) 計画的な投資と財源の確保

医療需要を見据えた計画的な投資を実践する一方、建物や設備の改修、医療機器の整備・更新等の投資については、策定した整備・更新計画を基に整備していく。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 病院運営における DX の推進

全国医療情報プラットフォームをはじめとする国の方向性を十分注視しながら、AIの活用等による医療の質の向上、ICTの活用による地域の医療機関等との診療情報の共有、システム化やRPA（ロボットによる業務自動化）を活用した業務効率化等のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、QOS（クオリティ・オブ・サービス）の向上を図るとともに労働人口の減少に対応する。

- ア 電子カルテ・部門システムの両病院統合に向けた整備計画の検討を進める。
- イ 搬送ロボットの活用により、業務の効率化と医療スタッフの負担軽減を図る。

2 施設・設備の整備

両病院の医療機能や地域の医療ニーズ、医療課題等を総合的に勘案し、計画的かつ効率的に施設や医療機器等の整備を実施する。

- ア 総合医療センターは、新たな施設や医療機器等を可能な限り長期間使用する方針とし、必要最低限のメンテナンスや更新を行う。
- イ りんくう病院は、施設の長寿命化を含め、計画的かつ効率的に施設整備等を進めるため長期修繕計画の定期的な見直しを行うことで投資額の抑制に努める。また、医療機器の更新については、機能や数量の適正化を図るとともに総合医療センターとの一体的な運用ができないか検討したうえで、計画的に実施する。
- ウ システムや医療機器の更新時期については、法人本部が中心となって、法人全体で減価償却費の平準化を図れるよう調整するなど工夫を行う。

3 法令・社会規範の遵守及び情報公開

(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底

法令や社会規範等を遵守するとともに、情報セキュリティ対策と個人情報保護に関する管理を徹底する。また、サイバーセキュリティに関する職員の意識向上を図り、インシデント・アクシデント情報の共有を徹底するなど、組織横断的なサイバーセキュリティ対策を講じる。

- ア 高度化する情報セキュリティリスクに対して、情報セキュリティポリシー及び運用管理にかかる規程の改定を逐次実施する。
- イ 全職員を対象とした情報セキュリティにかかる研修やセミナー等を実施し、職員の情報リテラシー向上を図る。
- ウ データのバックアップを確実に行うほか、情報セキュリティにおける業務継続計画（IT-BCP）等の適宜見直しや訓練・研修の実施等、サイバー攻撃に備える。
- エ 情報セキュリティリスクを正確に把握するための外部接続箇所の洗い出しを定期的に実施するとともに、該当ベンダとの契約内容について責任分界点を明示する。
- オ 内部での人材育成や外部の医療機関等との協力など、情報セキュリティをはじめとした医療情報分野における多角的な人材確保・育成を図る。

(2) コンプライアンス体制

職員 1 人ひとりが公的医療機関の一員として法令・行動規範と倫理を遵守するとともに、内部規程の策定等により業務執行におけるコンプライアンスを徹底する。

- ア 個人情報、患者の権利、医療の倫理、接遇、ハラスメント防止等に対する正しい知識を浸透させ、法令遵守の風土を醸成する。
- イ 診療の質を維持しつつ、労働基準法、労働安全衛生法、働き方改革関連法等の労働関係法令の遵守に努める。

(3) 情報公開

患者や地域の医療機関等に対して、ホームページや広報誌、SNS 等を活用し、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むとともに、安心して受診できるように、開かれた病院づくりに努める。

- ア SNS 等を活用した情報発信などにより、市民の健康意識の向上やのきめ細かい情報提供に努める。
- イ 地域住民や医療機関への情報提供を強化するために、機関誌「てとて」を定期

- 的に発行するなど、適切で鮮度の高い情報をわかりやすく提供する。
- ウ 法人及び両病院のホームページの適宜更新し、臨床評価指標当の診療実績や医療の質をわかりやすく紹介するなど、必要な最新情報を発信する。

4 法人の経営環境等の変化への対応

中期目標の期間において、患者動向や医療ニーズ等の変化により、新たな対応が必要となった場合には、半田市・常滑市と情報を共有し、中期計画の変更を行うなど柔軟に対応していく。

第6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和8年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	24,212
医業収益	20,687
入院収益	14,348
外来収益	5,767
その他の医業収益	571
介護事業収益	115
運営費負担金	3,319
補助金等収益	91
営業外収益	430
運営費負担金	294
受取利息及び配当金	44
その他営業外収益	93
臨時収益	0
資本収入	320
運営費負担金	3
長期借入金	278
その他資本収入	40
計	24,962

（単位：百万円）

区分	金額
支出	
営業費用	22,902
医業費用	22,158
給与費	11,796
材料費	5,844
経費	4,445
その他	73
介護事業費用	119
一般管理費	625
給与費	549
経費	77
その他	0
営業外費用	518
支払利息	442
その他営業外費用	76
臨時損失	0
資本支出	3,868
建設改良費	630
償還金	3,237
その他資本支出	1
計	27,288

※計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

※期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

2 収支計画（令和8年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	24,778
営業収益	24,356
医業収益	20,634
入院収益	14,348
外来収益	5,767
その他医業収益	519
介護事業収益	115
運営費負担金	3,319
資産見返補助金等戻入	197
補助金等収益	91
営業外収益	422
運営費負担金	294
その他営業外収益	128
臨時収益	0

（単位：百万円）

区分	金額
支出の部	27,022
営業費用	25,573
医業費用	24,829
給与費	11,796
材料費	5,312
経費	4,046
減価償却費	3,605
その他	70
介護事業費用	119
一般管理費	625
給与費	549
経費	70
減価償却費	7
その他	0
営業外費用	1,449
支払利息	442
その他営業外費用	1,006
臨時損失	0
固定資産除却損	0
その他臨時損失	0
純利益	▲2,244
目的別積立金取崩額	0
総利益	▲2,244

※計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

3 資金計画（令和 8 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	32,902
業務活動による収入	24,641
診療業務による収入	20,801
運営費負担金等による収入	3,612
補助金等による収入	91
その他の業務活動による収入	137
投資活動による収入	3
運営費負担金等による収入	3
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	317
長期借入による収入	278
その他財務活動による収入	40
前年度からの繰越金	7,940

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	32,902
業務活動による支出	23,420
給与費支出	12,454
材料費支出	5,844
その他の業務活動による支出	5,122
投資活動による支出	631
有形固定資産の取得による支出	630
その他の投資活動による支出	1
財務活動による支出	3,237
長期借入返済による支出	0
移行前地方債償還による支出	3,237
その他財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	5,614

※計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第 7 短期借入金の限度額

1 限度額

30 億円とする。

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第 8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

地方独立行政法人法第 6 条第 4 項及び第 42 条の 2 第 1 項に基づき、不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、出資団体である半田市・常滑市に納付することとする。

第9 第8に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの、その計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入及び将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 診療料等

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び介護保険法その他法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とする。
- (2) (1) の規定の他、特に費用を要するものは、理事長が別に定める額とする。この場合において、理事長は、公共性・経済性の観点から総合的に勘案して診療料等を定めるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、診療料等が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合は、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。
- (4) 既に納めた診療料等については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 診療料等の減免

理事長は、特別の事由があると認めるときは診療料等の全部又は一部を免除することができる。

第 12 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務運営等に関する規則 で定める業務運営に関する事項

1 地域の医療水準向上への貢献に関する計画

知多半島医療圏の医療水準の向上に寄与するため、地域医療支援病院（総合医療センターのみ）、災害拠点病院（総合医療センターのみ）、救急告示病院としての役割を充実させる。

2 施設及び設備に関する計画

ア りんくう病院の施設の長寿命化を含め、計画的かつ効率的に施設整備等を進めるため、長期修繕計画の定期的な見直しを行うことで投資額の抑制に努める。

イ 医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い機能を維持することで、可能な範囲で翌年度以降に更新を延伸し投資額を抑制するとともに、両病院で一体的な運用ができないか検討したうえで計画的な更新を実施する。

3 人事に関する計画

急性期から回復期までの医療を提供する両病院を運営する機構の強みを生かし、職員のキャリア形成を支援する人員配置を行うとともに、育児や介護を支援する制度を充実させ、職員が長く働くことができる職場を目指し、優れた医療人材の確保と育成を行う。

また、医療を取り巻く状況の変化への対応、医療の質向上や医療安全の確保、患者サービス向上等に十分配慮したうえで、業務量や業務内容に応じた柔軟かつ効率的な人員配置を行う。

4 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

(1) 保健医療に関する専門的な知識を公開講座やホームページ等により情報発信し、普及啓発活動を実施する。

(2) 診療の透明性の確保を図るため治療成績や臨床指標をホームページ等により公表する。

承認第1号

専決処分の承認について（令和7年度半田市一般会計補正予算第7号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度半田市一般会計補正予算第7号を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

令和7年度半田市一般会計補正予算第7号

令和7年度半田市の一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,832千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,636,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日専決

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		千円 3,270,915	千円 34,832	千円 3,305,747
	4 委託金	371,758	34,832	406,590
歳入合計		50,601,568	34,832	50,636,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,679,946	千円 34,832	千円 5,714,778
	4 選挙費	79,730	34,832	114,562
歳	出	合	計	
		50,601,568	34,832	50,636,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
17 県支出金	3,270,915	34,832	3,305,747
歳入合計	50,601,568	34,832	50,636,400

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	5,679,946	34,832	5,714,778
歳出合計	50,601,568	34,832	50,636,400

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
34,832	0	0	0
34,832	0	0	0

2 歳 入

17款 県支出金 4項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	千円 314,860	千円 34,832	千円 349,692
計	371,758	34,832	406,590

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3 選挙費委託金	34,832 ^{千円}	01 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金	34,832 ^{千円}

17款 県支出金

3 歳 出

2款 総務費 4項 選挙費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	0	34,832	34,832	県支出金 34,832			
計	79,730	34,832	114,562	34,832	0	0	0

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	3,702	02 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	34,832
3 職員手当等	8,768	50 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査	34,832
7 報償費	42	01 報酬	3,702
8 旅費	7	会計年度任用職員報酬	2,040
10 需用費	3,169	投票管理者報酬(28人)	504
11 役務費	6,663	投票立会人報酬(56人)	840
12 委託料	9,874	開票管理者報酬(1人)	18
13 使用料及び賃借料	2,407	開票立会人報酬(20人)	300
15 原材料費	200	03 職員手当等	8,768
		超過勤務手当	2,750
		管理職員特別勤務手当	79
		投票事務従事者超過勤務手当	4,323
		開票事務従事者超過勤務手当	1,616
		07 報償費	42
		ポスター掲示場設置謝礼	42
		08 旅費	7
		普通旅費	7
		10 需用費	3,169
		消耗品費	2,156
		燃料費	40
		食糧費	263
		印刷製本費	710
		11 役務費	6,663
		通信運搬費	5,074
		看板書料	88
		計数機調整手数料	457
		選挙事務従事者派遣料	1,044
		12 委託料	9,874
		ポスター掲示場設置撤収委託料	2,935
		選挙公報配布委託料	4,135
		投開票所設置撤収委託料	551
		選挙機器調整業務委託料	77
		選挙システム運用支援委託料	223
		選挙システム帳票出力外部委託料	1,804
		期日前投票所増設業務委託料	149
		13 使用料及び賃借料	2,407
		複写機借上料	55
		投票所借上料	40
		個人演説会会場借上料	210
		ポスター掲示板借上料	2,102
		15 原材料費	200
		諸資材費	200

令和7年度半田市一般会計補正予算第7号 歳入参考資料

(款) 17 県 支 出 金

(単位：千円)

項 目	節	補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分 / 金 額			
4	委託金			
	1 総務費委託金			
	3 選挙費 委託金 34,832		衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民 審査委託金 34,832	34,832

議案第3号

令和7年度半田市一般会計補正予算第8号

令和7年度半田市の一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,311,893千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,948,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		24,571,922	△177,457	24,394,465
	1 市民税	10,079,944	△177,457	9,902,487
12 地方交付税		799,282	△134,793	664,489
	1 地方交付税	799,282	△134,793	664,489
14 分担金及び負担金		238,905	4,071	242,976
	1 負担金	238,905	4,071	242,976
16 国庫支出金		8,972,332	166,685	9,139,017
	1 国庫負担金	5,901,591	35,690	5,937,281
	2 国庫補助金	3,044,780	130,995	3,175,775
17 県支出金		3,305,747	30,463	3,336,210
	1 県負担金	1,964,588	7,380	1,971,968
	2 県補助金	929,665	23,083	952,748
18 財産収入		219,242	124,876	344,118
	2 財産売払収入	55,001	124,876	179,877
19 寄附金		106,962	1,710	108,672
	1 寄附金	106,962	1,710	108,672
21 繰越金		812,080	1,719,966	2,532,046
	1 繰越金	812,080	1,719,966	2,532,046
22 諸収入		2,001,199	65,872	2,067,071

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 収益事業収入	千円 5,614	千円 39,966	千円 45,580
	6 雑入	1,635,944	25,906	1,661,850
23 市債		3,052,500	△489,500	2,563,000
	1 市債	3,052,500	△489,500	2,563,000
歳	入	合	計	
		50,636,400	1,311,893	51,948,293

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		5,714,778	1,633,868	7,348,646
	1 総務管理費	4,754,544	1,628,256	6,382,800
	3 戸籍住民基本台帳費	313,527	5,612	319,139
3 民生費		20,875,064	△15,269	20,859,795
	1 社会福祉費	8,772,362	5,482	8,777,844
	2 児童福祉費	10,672,597	△20,751	10,651,846
4 衛生費		4,923,831	△43,150	4,880,681
	2 清掃費	1,812,661	△43,150	1,769,511
5 農林水産業費		196,567	11,200	207,767
	1 農業費	183,878	11,200	195,078
6 商工費		1,315,586	0	1,315,586
	1 商工費	1,315,586	0	1,315,586
7 土木費		5,729,961	△145,647	5,584,314
	2 道路橋梁費	872,745	9,272	882,017
	5 都市計画費	3,856,385	35,439	3,891,824
	6 住宅費	657,050	△190,358	466,692
8 消防費		1,355,115	△9,581	1,345,534
	1 消防費	1,355,115	△9,581	1,345,534
9 教育費		9,060,666	△119,528	8,941,138

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	千円 3,793,162	千円 4,484	千円 3,797,646
	3 中学校費	739,814	13,070	752,884
	6 保健体育費	2,062,578	△137,082	1,925,496
歳	出	合	計	
		50,636,400	1,311,893	51,948,293

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	1,848
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	4,565
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	諸証明事務事業	1,078
6 商工費	1 商工費	石塚地区工業団地整備事業	83,322
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持修繕事業(維持修繕・改修)	9,272
7 土木費	5 都市計画費	J R 武豊線連続立体交差化事業	145,426
7 土木費	5 都市計画費	亀崎地区無電柱化等整備事業	205,367
8 消防費	1 消防費	災害対策資機材等整備更新事業	41,789

第3表 地方債補正

変 更

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
J R 武 豊線連 続立体 交差化 事業	千円 725,000	普通貸借又 は証券発行	6.0 % 以内	政府資金等融資 条件に定めのある 場合は、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は繰上償還もし しくは借換えす ることができる。	千円 579,700	普通貸借又 は証券発行	6.0 % 以内	政府資金等融資 条件に定めのある 場合は、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は繰上償還もし しくは借換えす ることができる。
計	725,000				579,700			

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設計画的改修事業	千円 156,700	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	政府資金等融資条件に定めのある場合は、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは借換えすることができる。
中学校施設計画的改修事業	187,500	〃	〃	〃
計	344,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	24,571,922	△177,457	24,394,465
1 2 地方交付税	799,282	△134,793	664,489
1 4 分担金及び負担金	238,905	4,071	242,976
1 6 国庫支出金	8,972,332	166,685	9,139,017
1 7 県支出金	3,305,747	30,463	3,336,210
1 8 財産収入	219,242	124,876	344,118
1 9 寄附金	106,962	1,710	108,672
2 1 繰越金	812,080	1,719,966	2,532,046
2 2 諸収入	2,001,199	65,872	2,067,071
2 3 市債	3,052,500	△489,500	2,563,000
歳 入 合 計	50,636,400	1,311,893	51,948,293

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	5,714,778	1,633,868	7,348,646
3 民生費	20,875,064	△15,269	20,859,795
4 衛生費	4,923,831	△43,150	4,880,681
5 農林水産業費	196,567	11,200	207,767
6 商工費	1,315,586	0	1,315,586
7 土木費	5,729,961	△145,647	5,584,314
8 消防費	1,355,115	△9,581	1,345,534
9 教育費	9,060,666	△119,528	8,941,138
歳 出 合 計	50,636,400	1,311,893	51,948,293

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
9,110	0	67,582	1,557,176
62,659	0	4,071	△81,999
0	0	0	△43,150
0	0	0	11,200
3,097	0	0	△3,097
141,289	△145,300	0	△141,636
20,894	0	0	△30,475
△39,901	△344,200	0	264,573
197,148	△489,500	71,653	1,532,592

2 歳 入

1 款 市税

1 項 市民税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 個人	千円 8,107,242	千円 187,954	千円 8,295,196
2 法人	1,972,702	△365,411	1,607,291
計	10,079,944	△177,457	9,902,487

1 2 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	799,282	△134,793	664,489
計	799,282	△134,793	664,489

1 4 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

1 民生費負担金	186,601	4,071	190,672
計	238,905	4,071	242,976

1 6 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	5,793,021	35,690	5,828,711
計	5,901,591	35,690	5,937,281

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,291,833	9,110	1,300,943
2 民生費国庫補助金	1,029,517	216	1,029,733

節		説明	
区分	金額		
1 現年課税分	187,954 ^{千円}	02 所得割	187,954 ^{千円}
1 現年課税分	△365,411	02 法人税割	△365,411

1 地方交付税	△134,793	01 普通交付税	△134,793
---------	----------	----------	----------

2 老人福祉費負担金	4,071	03 委託老人ホーム入所者負担金	4,071
------------	-------	------------------	-------

2 児童福祉費負担金	35,690	05 児童発達支援等給付費負担金	2,973
		11 施設型給付費交付金	32,717

2 戸籍住民基本台帳費補助金	9,110	02 個人番号カード交付事務費補助金	1,619
		05 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	7,491
2 児童福祉費補助金	216	02 保育対策総合支援事業費補助金	216

1 款 市税 1 2 款 地方交付税 1 4 款 分担金及び負担金 1 6 款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
4 商工費国庫補助金	千円 7,370	千円 729	千円 8,099
5 土木費国庫補助金	355,365	139,947	495,312
6 教育費国庫補助金	244,368	△39,901	204,467
7 消防費国庫補助金	0	20,894	20,894
計	3,044,780	130,995	3,175,775

17款 県支出金 1項 県負担金

1 民生費県負担金	1,944,554	6,261	1,950,815
3 商工費県負担金	12,069	1,119	13,188
計	1,964,588	7,380	1,971,968

2項 県補助金

1 総務費県補助金	3,379	5,466	8,845
2 民生費県補助金	713,177	17,617	730,794

節		説明	
区分	金額		
1 商工費補助金	千円 729	05 防災・安全社会資本整備交付金（石塚地区工業団地整備事業）	千円 729
1 道路橋梁費補助金	4,498	24 防災・安全社会資本整備交付金（橋梁維持修繕事業）	4,498
2 都市計画費補助金	215,540	28 無電柱化推進計画事業補助金 33 都市構造再編集中支援事業費補助金（JR武豊線連続立体交差化事業）	195,250 20,290
3 住宅費補助金	△80,091	34 社会資本整備総合交付金（市営住宅用途廃止事業）	△80,091
3 保健体育費補助金	△39,901	30 学校施設環境改善交付金	△39,901
1 消防費補助金	20,894	05 地域未来交付金（地域防災緊急整備型）	20,894

3 児童福祉費負担金	6,261	05 児童発達支援等給付費負担金 10 施設型給付費負担金	1,486 4,775
1 商工振興費負担金	1,119	01 石塚地区工業団地整備事業負担金	1,119

1 総務管理費補助金	5,466	03 元気な愛知の市町村づくり補助金	5,466
3 児童福祉費補助金	17,617	30 保育所等給食費軽減対策支援金	17,617

16款 国庫支出金 17款 県支出金

2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	929,665	23,083	952,748

18款 財産収入
2項 財産売払収入

1 不動産売払収入	1	124,876	124,877
計	55,001	124,876	179,877

19款 寄附金
1項 寄附金

1 総務費寄附金	81,342	1,710	83,052
計	106,962	1,710	108,672

21款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	812,080	1,719,966	2,532,046
計	812,080	1,719,966	2,532,046

22款 諸収入
5項 収益事業収入

1 競艇事業収入	5,614	39,966	45,580
計	5,614	39,966	45,580

節		説明	千円
区分	金額		
	千円		千円

1 土地建物売払収入	124,876	01 普通財産（土地）売払収入	124,876

1 総務管理費寄附金	1,710	02 社会福祉基金寄附金	250
		03 環境保全基金寄附金	430
		04 地域整備基金寄附金	1,000
		15 新美南吉文学顕彰基金寄附金	30

1 繰越金	1,719,966	01 前年度繰越金	1,719,966

1 競艇事業収入	39,966	01 競艇事業収入	39,966

17款 県支出金 18款 財産収入 19款 寄附金 21款 繰越金 22款 諸収入

6項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	千円 1,635,944	千円 25,906	千円 1,661,850
計	1,635,944	25,906	1,661,850

23款 市債
1項 市債

2 土木債	786,100	△145,300	640,800
3 教育債	2,129,800	△344,200	1,785,600
計	3,052,500	△489,500	2,563,000

節		説明	
区分	金額		
1 総務費雑入	25,906 ^{千円}	84 デジタル基盤改革支援補助金	25,906 ^{千円}

1 土木債	△145,300	13 公共事業等債（都市構造再編集中支援事業）	△4,800
		25 公共事業等債（道路事業）	△140,500
1 教育債	△344,200	11 学校教育施設等整備事業債（小学校施設計画の改修事業）	△156,700
		12 学校教育施設等整備事業債（中学校施設計画の改修事業）	△187,500

22款 諸収入 23款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 庫 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 財産管理費	498,516	1,670,484	2,169,000			寄附金 1,710 諸収入 39,966	1,628,808
8 計算事務費	921,220	△42,228	878,992			諸収入 29,404	△71,632
計	4,754,544	1,628,256	6,382,800	0	0	71,080	1,557,176

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	313,527	5,612	319,139	国庫支出金 9,110		諸収入 △3,498	
計	313,527	5,612	319,139	9,110	0	△3,498	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 老人福祉費	3,692,218	5,482	3,697,700			分担・負担 4,071	1,411
---------	-----------	-------	-----------	--	--	----------------	-------

節		説明	明
区分	金額		
24 積立金	千円 1,670,484	20 基金積立金 01 基金積立金 24 積立金 公共施設整備基金積立金 こどもの未来応援基金積立金 環境保全基金積立金 社会福祉基金積立金 地域整備基金積立金 新美南吉文学顕彰基金積立金	千円 1,670,484 1,670,484 1,623,194 45,580 430 250 1,000 30
13 使用料及び賃借料	△42,228	06 情報システム運用事業費 57 標準準拠システム運用事業 13 使用料及び賃借料 クラウドサービス使用料	△42,228 △42,228 △42,228 △42,228

11 役務費	1,619	02 戸籍事務費	1,848
12 委託料	3,993	01 戸籍事務事業	1,848
		12 委託料	1,848
		戸籍電算システム改修委託料	1,848
		03 住民基本台帳事務費	4,565
		01 住民基本台帳事務事業	4,565
		12 委託料	4,565
		住民記録システム改修委託料	4,565
		04 諸証明事務費	1,078
		01 諸証明事務事業	1,078
		12 委託料	1,078
		コンビニ交付システム改修委託料	1,078
		09 情報システム標準化事務費	△3,498
		50 情報システム標準化事業	△3,498
		12 委託料	△3,498
戸籍電算システム改修委託料	△3,498		
10 個人番号カード交付費	1,619		
50 個人番号カード交付事業	1,619		
11 役務費	1,619		
通信運搬費	1,619		

19 扶助費	5,482	13 老人ホーム入所措置事業費	5,482
		50 老人ホーム入所事業	5,482
		19 扶助費	5,482

2款 総務費 3款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	8,772,362	5,482	8,777,844	0	0	4,071	1,411

2 項 児童福祉費

2 児童福祉費	6,963,198	△18,331	6,944,867	国庫支出金 35,906 県支出金 26,753			△80,990
7 児童福祉施設建設費	162,090	△2,420	159,670				△2,420
計	10,672,597	△20,751	10,651,846	62,659	0	0	△83,410

4 款 衛生費
2 項 清掃費

2 ごみ処理費	1,457,988	△36,367	1,421,621				△36,367
3 し尿処理費	161,940	△6,783	155,157				△6,783

節		説明	千円
区分	金額		
		委託老人ホーム入所措置費	5,482

12 委託料	21,436	財源更正 (12 52 小学校児童放課後等居場所づくり事業)	
18 負担金、補助及び交付金	△46,047	15 児童発達支援等事業費	5,946
19 扶助費	6,280	50 児童発達支援等事業	5,946
		19 扶助費	5,946
		児童発達支援等事業給付費	7,862
		障がい児相談支援事業給付費	△1,916
		50 民間保育所運営費	△24,277
		50 民間保育所運営事業	△26,275
		12 委託料	21,436
		民間保育所運営委託料	21,436
		18 負担金、補助及び交付金	△48,045
		民間保育所補助金 (運営費)	△59,187
		保育対策総合支援事業費補助金	△4,776
		保育所等給食費軽減対策補助金 (県事業)	21,748
		保育所等給食費軽減対策補助金 (市事業)	△5,830
		19 扶助費	334
		施設型教育・保育給付費	334
		51 地域型保育事業	1,998
		18 負担金、補助及び交付金	1,998
		保育所等給食費軽減対策補助金 (県事業)	2,805
		保育所等給食費軽減対策補助金 (市事業)	△807
18 負担金、補助及び交付金	△2,420	02 市立保育園等建設事業費	△2,420
		50 (仮称)成岩こども園建設事業	△2,420
		18 負担金、補助及び交付金	△2,420
		水道工事負担金	△2,420

18 負担金、補助及び交付金	△36,367	03 知多南部広域環境組合負担金	△36,367
		50 知多南部広域環境組合負担金	△36,367
		18 負担金、補助及び交付金	△36,367
		知多南部広域環境組合負担金	△36,367
18 負担金、補助及び交付金	△6,783	10 中部知多衛生組合負担金	△6,783
		50 中部知多衛生組合負担金	△6,783
		18 負担金、補助及び交付金	△6,783
		中部知多衛生組合負担金	△6,783

3 款 民生費

4 款 衛生費

2項 清掃費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	1,812,661	△43,150	1,769,511	0	0	0	△43,150

5款 農林水産業費
1項 農業費

6 土地改良費	33,056	11,200	44,256				11,200
計	183,878	11,200	195,078	0	0	0	11,200

6款 商工費
1項 商工費

2 商工振興費				国庫支出金 729			△1,848
				県支出金 1,119			
4 観光費				県支出金 1,249			△1,249
計	1,315,586	0	1,315,586	3,097	0	0	△3,097

7款 土木費
2項 道路橋梁費

5 橋梁維持費	73,553	9,272	82,825	国庫支出金 4,498			4,774
計	872,745	9,272	882,017	4,498	0	0	4,774

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,343,918	△112,018	1,231,900	国庫支出金 20,290	△145,300		12,992
-----------	-----------	----------	-----------	-----------------	----------	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

18 負担金、補助及び交付金	11,200	02 土地改良事業費	11,200
		55 農業用ため池保全・防災減災対策事業	11,200
		18 負担金、補助及び交付金	11,200
		土地改良施設耐震対策事業負担金	11,200

		財源更正 (06 51 石塚地区工業団地整備事業)	
		財源更正 (02 50 観光振興事業)	

14 工事請負費	9,272	02 橋梁維持修繕事業費	9,272
		50 橋梁維持修繕事業 (維持修繕・改修)	9,272
		14 工事請負費	9,272
		橋梁維持修繕工事	9,272

14 工事請負費	44,132	02 都市計画一般事務費	△112,018
		51 J R武豊線連続立体交差化事業	△112,018
18 負担金、補助及び交付金	△156,150	14 工事請負費	44,132
		道路改良工事	44,132

4 款 衛生費 5 款 農林水産業費 6 款 商工費 7 款 土木費

5項 都市計画費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 土地区画整理費	569,293	△57,910	511,383				△57,910
5 都市景観費	322,879	205,367	528,246	国庫支出金 195,250			10,117
計	3,856,385	35,439	3,891,824	215,540	△145,300	0	△34,801

6項 住宅費

1 住宅管理費	657,050	△190,358	466,692	国庫支出金 △80,091 県支出金 1,342			△111,609
計	657,050	△190,358	466,692	△78,749	0	0	△111,609

8款 消防費
1項 消防費

1 常備消防費	1,201,104	△51,370	1,149,734				△51,370
5 災害対策費	57,661	41,789	99,450	国庫支出金 20,894			20,895
計	1,355,115	△9,581	1,345,534	20,894	0	0	△30,475

節		説明	千円
区分	金額		
		18 負担金、補助及び交付金 連続立体交差事業負担金	△156,150 △156,150
27 繰出金	△57,910	30 乙川中部土地区画整理事業特別会計繰出金 50 乙川中部土地区画整理事業特別会計繰出金 27 繰出金 乙川中部土地区画整理事業特別会計繰出金 41 J R半田駅前土地区画整理事業特別会計繰出金 51 J R半田駅前土地区画整理事業特別会計繰出金 27 繰出金 J R半田駅前土地区画整理事業特別会計繰出金	15,261 15,261 15,261 15,261 △73,171 △73,171 △73,171 △73,171
14 工事請負費	205,367	02 ふるさと景観づくり推進事業費 54 亀崎地区無電柱化等整備事業 14 工事請負費 亀崎無電柱化工事	205,367 205,367 205,367 205,367

14 工事請負費	△190,358	02 住宅維持管理費 56 市営住宅用途廃止事業 14 工事請負費 市営住宅解体工事 財源更正 (20 50 公共施設管理システム導入事業)	△190,358 △190,358 △190,358 △190,358
----------	----------	--	--

18 負担金、補助及び交付金	△51,370	02 知多中部広域事務組合消防費負担金 50 知多中部広域事務組合消防費負担金 18 負担金、補助及び交付金 知多中部広域事務組合消防費負担金	△51,370 △51,370 △51,370 △51,370
10 需用費	26,429	02 災害対策費 63 災害対策資機材等整備更新事業	41,789 41,789
17 備品購入費	15,360	10 需用費 災害用備蓄物資 17 備品購入費 防災対策用備品	26,429 26,429 15,360 15,360

7款 土木費

8款 消防費

9款 教育費
2項 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 学校管理費	717,682	4,484	722,166		△156,700		161,184
計	3,793,162	4,484	3,797,646	0	△156,700	0	161,184

3項 中学校費

1 学校管理費	548,428	13,070	561,498		△187,500		200,570
計	739,814	13,070	752,884	0	△187,500	0	200,570

6項 保健体育費

3 学校給食費	1,378,494	△137,082	1,241,412	国庫支出金 △39,901			△97,181
計	2,062,578	△137,082	1,925,496	△39,901	0	0	△97,181

節		説明	千円
区分	金額		
10 需用費	千円 4,484	02 小学校管理運営費 01 小学校管理運営事業 10 需用費 光熱水費 財源更正 (10 66 小学校施設計画の改修事業)	千円 4,484 4,484 4,484 4,484

10 需用費	13,070	02 中学校管理運営費 01 中学校管理運営事業 10 需用費 光熱水費 財源更正 (10 64 中学校施設計画の改修事業)	13,070 13,070 13,070 13,070

14 工事請負費	△137,082	03 新学校給食センター建設事業費 50 新学校給食センター建設事業 14 工事請負費 旧給食センター解体工事	△137,082 △137,082 △137,082 △137,082

令和7年度半田市一般会計補正予算第8号 歳入参考資料

(款) 16 国庫支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
1	国庫負担金				
	1	民生費国庫負担金			
		2 児童福祉費負担金	352,902	355,875	2,973
		35,690	705,804×1/2	711,750×1/2	
			414,151	446,868	32,717
2	国庫補助金				
	1	総務費国庫補助金			
		2 戸籍住民基本台帳費補助金	55,484	57,103	1,619
		9,110	14,338	21,829	7,491
	2	民生費国庫補助金			
		2 児童福祉費補助金	650	866	216
		216	1,300×1/2	1,300×3/4×8/9	
	4	商工費国庫補助金			
		1 商工費補助金	7,370	8,099	729
		729			
	5	土木費国庫補助金			
		1 道路橋梁費補助金	14,306	18,804	4,498
		4,498			
		2 都市計画費補助金	83,050	278,300	195,250
		215,540	24,990	45,280	20,290
			71,400×1/2×0.7	90,560×1/2	
		3 住宅費補助金	148,753	68,662	△ 80,091
		△ 80,091	330,563×0.9×1/2	137,324×1/2	
	6	教育費国庫補助金			
		3 保健体育費補助金	85,818	45,917	△ 39,901
		△ 39,901	271,007×0.95×1/3	137,753×1/3	
	7	消防費国庫補助金			
		1 消防費補助金		20,894	20,894
		20,894		41,788×1/2	

(款) 17 県 支 出 金

(単位: 千円)

項目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分	金 額			
1	県負担金				
	1	民生費県負担金			
	3	児童福祉費 負担金	176,451	177,937	1,486
		6,261	705,805×1/4	711,750×1/4	
			169,997	174,772	4,775
			408,356×20.46/100	466,551×19.785/100	
			345,790×1/4	329,863×1/4	
	3	商工費県負担金			
	1	商工振興費 負担金	12,069	13,188	1,119
		1,119			
2	県補助金				
	1	総務費県補助金			
	1	総務管理費 補助金	1,000	6,466	5,466
		5,466			
	2	民生費県補助金			
	3	児童福祉費 補助金	4,730	22,347	17,617
		17,617	7,095×2/3	9,398×2/3 24,123×2/3	

(款) 23 市 債

(単位: 千円)

項目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分	金 額			
1	市 債				
	2	土木債			
	1	土木債	22,400	17,600	△ 4,800
		△ 145,300	24,990×90%	19,600×90%	
			702,600	562,100	△ 140,500
			780,750×90%	624,600×90%	
	3	教育債			
	1	教育債	156,700		△ 156,700
		△ 344,200	209,016×75%		
			187,500		△ 187,500
			250,000×75%		

令和7年度半田市一般会計補正予算第8号 歳入参考資料（寄附一覧）

（款）19 寄 附 金

（単位：円）

項	目	節	細節	寄附者名及び寄附金額
			寄附の目的	
1	寄附金			
	1	総務費寄附金		
		1	総務管理費寄附金	
		2	社会福祉基金寄附金 地域福祉のために	半田遊技業組合 組合長 新美 保則 様 250,000
		3	環境保全基金寄附金 環境保全のために	日本ガイシ株式会社 知多事業所 様 SAKE RISE株式会社 様 430,000 330,000 100,000
		4	地域整備基金寄附金 公園整備のために	コニックス株式会社 代表取締役社長 吉田 治伸 様（企業版ふるさと納税） 1,000,000
		15	新美南吉文学顕彰基金寄附金 新美南吉記念館の充実のために	匿名（1名） 30,000

議案第4号

令和7年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号

令和7年度半田市の乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 21,000	千円 9,000	千円 30,000
	1 国庫補助金	21,000	9,000	30,000
2 財産収入		74,310	△24,261	50,049
	1 財産売払収入	74,310	△24,261	50,049
3 繰入金		252,572	15,261	267,833
	1 他会計繰入金	252,572	15,261	267,833
歳入合計		476,781	0	476,781

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国庫支出金	21,000	9,000	30,000
2 財産収入	74,310	△24,261	50,049
3 繰入金	252,572	15,261	267,833
歳入合計	476,781	0	476,781

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 乙川中部土地区画整理費	254,623	0	254,623
歳出合計	476,781	0	476,781

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 県 支 出 金			
千円	千円	千円	千円
9,000	0	△24,261	15,261
9,000	0	△24,261	15,261

2 歳 入

1 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理費国庫補助金	千円 21,000	千円 9,000	千円 30,000
計	21,000	9,000	30,000

2 款 財産収入

1 項 財産売払収入

1 保留地売払収入	74,310	△24,261	50,049
計	74,310	△24,261	50,049

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	252,572	15,261	267,833
計	252,572	15,261	267,833

節		説明	千円
区分	金額		
1 土地区画整理 費補助金	9,000	02 社会資本整備総合交付金（道路事業）	9,000

1 保留地売払収 入	△24,261	01 保留地売払収入	△24,261

1 一般会計繰入 金	15,261	01 一般会計繰入金	15,261

3 歳 出

1 款 乙川中部土地区画整理費

1 項 乙川中部土地区画整理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 乙川中部土地区画整理費				国庫支出金 9,000		財産収入 △24,261	15,261
計	254,623	0	254,623	9,000	0	△24,261	15,261

節		説明
区分	金額	
	千円	財源更正 (02 50 乙川中部土地区画整理事業)

令和7年度 半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号 歳入参考資料

(款) 1 国庫支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
1	国庫補助金				
	1	土地区画整理費 国庫補助金			
	1	土地区画整理費 補助金 9,000	社会資本整備総合交付金 (道路事業) 21,000 $107,800 \times 1/2 \times 0.3897$	社会資本整備総合交付金 (道路事業) 30,000 $60,000 \times 1/2$	9,000

議案第5号

令和7年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第2号

令和7年度半田市のJR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109,424千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ456,432千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 63,659	千円 △26,075	千円 37,584
	1 国庫補助金	63,659	△26,075	37,584
2 県支出金		21,470	△10,178	11,292
	1 県負担金	21,470	△10,178	11,292
4 繰入金		297,719	△73,171	224,548
	1 他会計繰入金	297,719	△73,171	224,548
歳	入	合	計	
		565,856	△109,424	456,432

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 J R半田駅前土地区画 整理費		千円 529,157	千円 △109,424	千円 419,733
	1 J R半田駅前土地区画 整理費	529,157	△109,424	419,733
歳 出 合 計		565,856	△109,424	456,432

第2表 繰越明許費補正

変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1	J R半田駅前 土地区画整理費	J R半田駅前 土地区画整理 事業	千円 58,478	J R半田駅前 土地区画整理 事業	千円 114,799

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国庫支出金	63,659	△26,075	37,584
2 県支出金	21,470	△10,178	11,292
4 繰入金	297,719	△73,171	224,548
歳入合計	565,856	△109,424	456,432

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 JR半田駅前土地区画整理費	529,157	△109,424	419,733
歳出合計	565,856	△109,424	456,432

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
△36,253	0	0	△73,171
△36,253	0	0	△73,171

2 歳 入

1 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理費国庫補助金	千円 63,659	千円 △26,075	千円 37,584
計	63,659	△26,075	37,584

2 款 県支出金

1 項 県負担金

1 土地区画整理費県負担金	21,470	△10,178	11,292
計	21,470	△10,178	11,292

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	297,719	△73,171	224,548
計	297,719	△73,171	224,548

節		説明	
区分	金額		
1 土地区画整理 費補助金	△26,075 ^{千円}	04 社会資本整備総合交付金（道路事業） 05 社会資本整備総合交付金（都市再生土地区画整理事業）	△23,077 ^{千円} △2,998

1 土地区画整理 費負担金	△10,178	02 県管理道路負担金（道路事業）	△10,178

1 一般会計繰入 金	△73,171	01 一般会計繰入金	△73,171

3 歳 出

1 款 J R半田駅前土地区画整理費

1 項 J R半田駅前土地区画整理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 J R半田駅前土地区画整理費	529,157	△109,424	419,733	国庫支出金 △26,075 県支出金 △10,178			△73,171
計	529,157	△109,424	419,733	△36,253	0	0	△73,171

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
14 工事請負費	△99,726	02 J R半田駅前土地区画整理事業費	△109,424
		50 J R半田駅前土地区画整理事業	△109,424
21 補償、補填及び賠償金	△9,698	14 工事請負費	△99,726
		区画整理工事	△99,726
		21 補償、補填及び賠償金	△9,698
		整備工事に伴う移転補償費	△9,698

(款) 1 国庫支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
1	国庫補助金				
	1	土地地区画整理費 国庫補助金			
		1 土地地区画整理費 補助金 △ 26,075	社会資本整備総合交付金 (道路事業) 45,661 182,644×1/2×0.5	社会資本整備総合交付金 (道路事業) 22,584 45,168×1/2	△ 23,077
			社会資本整備総合交付金 (都市再生土地地区画整理事業) 17,998 51,425×1/2×0.7	社会資本整備総合交付金 (都市再生土地地区画整理事業) 15,000 30,000×1/2	△ 2,998

(款) 2 県支出金

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
1	県負担金				
	1	土地地区画整理費 県負担金			
		1 土地地区画整理費 負担金 △ 10,178	県管理道路負担金 (道路事業) 21,470 42,940×1/2	県管理道路負担金 (道路事業) 11,292 22,584×1/2	△ 10,178

議案第6号

令和7年度半田市モーターボート競走事業特別会計補正予算第1号

令和7年度半田市のモーターボート競走事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,090千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入		千円 6,000	千円 37,750	千円 43,750
	1 事業収入	6,000	37,750	43,750
4 繰越金		0	2,216	2,216
	1 繰越金	0	2,216	2,216
歳	入	合	計	
		6,124	39,966	46,090

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰出金		千円 5,614	千円 39,966	千円 45,580
	1 繰出金	5,614	39,966	45,580
歳	出	6,124	39,966	46,090

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 事業収入	6,000	37,750	43,750
4 繰越金	0	2,216	2,216
歳入合計	6,124	39,966	46,090

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰出金	5,614	39,966	45,580
歳出合計	6,124	39,966	46,090

補正額の財源内訳				一般財源
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
国 県 支 出 金				
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	39,966
0	0	0	0	39,966

2 歳 入

1 款 事業収入 1 項 事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入	千円 6,000	千円 37,750	千円 43,750
計	6,000	37,750	43,750

4 款 繰越金 1 項 繰越金

1 繰越金	0	2,216	2,216
計	0	2,216	2,216

節		説明	
区 分	金 額		
1 競艇事業収入	千円 37,750	01 競艇事業収入	千円 37,750

1 繰越金	2,216	01 前年度繰越金	2,216

3 歳 出

2款 繰出金 1項 繰出金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 一般会計繰出金	5,614	39,966	45,580				39,966
計	5,614	39,966	45,580	0	0	0	39,966

節		説明	千円
区分	金額		
27 繰出金	千円 39,966	02 一般会計繰出金	千円 39,966
		01 一般会計繰出金	39,966
		27 繰出金	39,966
		一般会計繰出金	39,966

議案第7号

令和7年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号

令和7年度半田市の国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 718,703	千円 △72,239	千円 646,464
	2 基金繰入金	102,738	△72,239	30,499
5 繰越金		5,032	72,239	77,271
	1 繰越金	5,032	72,239	77,271
歳 入 合 計		9,962,997	0	9,962,997

歳入補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	718,703	△72,239	646,464
5 繰越金	5,032	72,239	77,271
歳入合計	9,962,997	0	9,962,997

2 歳 入

4 款 繰入金 2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険支払準備基金繰入金	千円 102,738	千円 △72,239	千円 30,499
計	102,738	△72,239	30,499

5 款 繰越金 1 項 繰越金

1 繰越金	5,032	72,239	77,271
計	5,032	72,239	77,271

節		説明	
区 分	金 額		
1 国民健康保険 支払準備基金 繰入金	千円 △72,239	01 国民健康保険支払準備基金繰入金	千円 △72,239

1 繰越金	72,239	01 前年度繰越金	72,239

議案第8号

令和7年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第3号

令和7年度半田市の介護保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,449千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,042,274千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 50,102	千円 160,449	千円 210,551
	1 繰越金	50,102	160,449	210,551
歳 入	合 計	9,881,825	160,449	10,042,274

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 505	千円 160,449	千円 160,954
	1 基金積立金	505	160,449	160,954
歳 出	合 計	9,881,825	160,449	10,042,274

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 繰越金	50,102	160,449	210,551
歳入合計	9,881,825	160,449	10,042,274

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 基金積立金	505	160,449	160,954
歳出合計	9,881,825	160,449	10,042,274

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	160,449
0	0	0	160,449

2 歳 入

8款 繰越金 1項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 50,102	千円 160,449	千円 210,551
計	50,102	160,449	210,551

節		説明	千円
区分	金額		
1 繰越金	160,449 ^{千円}	01 前年度繰越金	160,449 ^{千円}

3 歳 出

4款 基金積立金

1項 基金積立金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 介護給付費 準備基金積 立金	505	160,449	160,954				160,449
計	505	160,449	160,954	0	0	0	160,449

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	千円 160,449	02 介護給付費準備基金積立金	千円 160,449
		50 介護給付費準備基金積立金	160,449
		24 積立金	160,449
		介護給付費準備基金積立金	160,449

議案第9号

令和7年度半田市水道事業会計補正予算第4号

(総則)

第1条 令和7年度半田市水道事業会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度半田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 水道事業収益	2,232,411千円	6,250千円	2,238,661千円
第1項 営業収益	2,046,597千円	2,025千円	2,048,622千円
第2項 営業外収益	185,812千円	4,225千円	190,037千円
支出			
第1款 水道事業費用	2,067,400千円	7,178千円	2,074,578千円
第1項 営業費用	2,042,073千円	7,178千円	2,049,251千円

(資本的支出)

第3条 予算第4条本文かっこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額901,628千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額907,128千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,310千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,806千円」に、「当年度分損益勘定留保資金364,889千円」を「当年度分損益勘定留保資金365,543千円」に、「建設改良積立金394,593千円」を「建設改良積立金398,943千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款 資本的支出	1,216,546千円	5,500千円	1,222,046千円
第1項 建設改良費	1,128,710千円	5,500千円	1,134,210千円

(たな卸資産購入限度額)

第4条 予算第8条中「34,517千円」を「41,694千円」に改める。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

令和7年度半田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業	業益		千円	千円	千円
			2,232,411	6,250	2,238,661
		1 営業収益	2,046,597	2,025	2,048,622
		3 その他営業収益	146,931	2,025	148,956
		2 営業外収益	185,812	4,225	190,037
	5 補助金	2,677	4,225	6,902	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業	費用		千円	千円	千円
			2,067,400	7,178	2,074,578
		1 営業費用	2,042,073	7,178	2,049,251
		1 配水及び給水費	1,223,211	5,152	1,228,363
	6 その他営業費用	8,274	2,026	10,300	

資本的支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,216,546	5,500	1,222,046
	1 建設改良費		1,128,710	5,500	1,134,210
		1 建設改良費	1,124,623	5,500	1,130,123

令和7年度半田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	106,665
	減価償却費	526,433
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 473
	引当金の増減額(△は減少)	△ 31,298
	長期前受金戻入額	△ 179,233
	受取利息及び受取配当金	△ 3,770
	支払利息	8,157
	固定資産売却損益(△は益)	1
	未収金の増減額(△は増加)	△ 6,216
	未払金の増減額(△は減少)	3,650
	固定資産除却費	17,309
	たな卸資産の増減額(△は増加)	704
	小計	<u>441,929</u>
	利息及び配当金の受取額	3,770
	利息の支払額	<u>△ 8,157</u>
	計	437,542
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,058,892
	有形固定資産の売却による収入	3
	投資有価証券の取得による支出	△ 30,000
	工事負担金収入	<u>191,926</u>
	計	△ 896,963
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	157,500
	建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 57,836</u>
	計	99,664
	資金増加額	△ 359,757
	資金期首残高	<u>2,087,310</u>
	資金期末残高	1,727,553

令和7年度半田市水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1)有形固定資産

イ 土 地		379,875
ロ 建 物	314,502	
減価償却累計額	<u>△ 191,624</u>	122,878
ハ 構 築 物	27,772,695	
減価償却累計額	<u>△ 14,252,718</u>	13,519,977
ニ 機 械 及 び 装 置	895,606	
減価償却累計額	<u>△ 616,877</u>	278,729
ホ 量 水 器	239,295	
減価償却累計額	<u>△ 120,070</u>	119,225
ヘ 車 両 及 び 運 搬 具	8,233	
減価償却累計額	<u>△ 7,958</u>	275
ト 工 具 器 具 及 び 備 品	34,624	
減価償却累計額	<u>△ 29,386</u>	5,238
チ 建 設 仮 勘 定		<u>70,960</u>

有形固定資産合計

14,497,157

(2)無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		55
ロ 庁 舎 使 用 権		262,434
ハ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>5,000</u>

無形固定資産合計

267,489

(3)投資その他の資産

投資有価証券		<u>30,000</u>
--------	--	---------------

投資その他の資産合計

30,000

固定資産合計

14,794,646

2 流動資産

(1)現金預金		1,727,553
(2)未収金	140,308	
貸倒引当金	<u>△ 2,211</u>	138,097
(3)貯蔵品		<u>14,066</u>

流動資産合計

1,879,716

資産合計

16,674,362

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	495,744	495,744	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	87,015		
ロ 修繕引当金	99,932		
引当金合計		186,947	
固定負債合計			682,691
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	44,304	44,304	
(2) 未払金			
		608,358	
(3) 前受金			
		5	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	10,860		
ロ 法定福利費引当金	2,397		
ハ 修繕引当金	0		
引当金合計		13,257	
(5) 預り金			
		1,043	
流動負債合計			666,967
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		10,622,320	
(2) 収益化累計額		△ 7,321,125	
繰延収益合計			3,301,195
負債合計			4,650,853

資 本 の 部

6 資本金			
(1) 自己資本金			9,018,553
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 寄附金	1,000		
ロ その他資本剰余金	1,443,132		
資本剰余金合計		1,444,132	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	8,498		
ロ 建設改良積立金	1,254,081		
ハ 当年度未処分利益剰余金	298,244		
利益剰余金合計		1,560,824	
剰余金合計			3,004,956
資本合計			12,023,509
負債資本合計			16,674,362

令和7年度半田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収益			2,232,411	6,250	2,238,661
	1 営業収益		2,046,597	2,025	2,048,622
		3 その他営業収益	146,931	2,025	148,956
	2 営業外収益		185,812	4,225	190,037
		5 補助金	2,677	4,225	6,902

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費用			2,067,400	7,178	2,074,578
	1 営業費用		2,042,073	7,178	2,049,251
		1 配水及び給水費	1,223,211	5,152	1,228,363
		6 その他営業費用	8,274	2,026	10,300

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
材 料 売 却 収 益	2,025	私設スマートメーターの個数変更
国 庫 補 助 金	4,225	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
修 繕 費	5,152	スマートメーターの個数変更
材 料 売 却 原 価	2,026	私設スマートメーターの個数変更

資本的支出

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			1,216,546	5,500	1,222,046
	1 建設改良費		1,128,710	5,500	1,134,210
		1 建設改良費	1,124,623	5,500	1,130,123

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
委託料	5,500	システム改修委託料

議案第二十一号

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年半田市条例第二十
三号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表一の項事務の欄を次のように改める。

- | |
|--------------------|
| イ 就学援助に関する事務 |
| □ 特別支援教育就学奨励に関する事務 |

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議案第二十二号

半田市職員定数条例の一部改正について

半田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市職員定数条例の一部を改正する条例

半田市職員定数条例（昭和五十六年半田市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第八号中「職員」を「職員（第九号に掲げる職員を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議案第二十三号

半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十二年半田市条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表中

つくし学園嘱託医	年額二五〇、〇〇〇円
つくし学園嘱託歯科医	年額二五〇、〇〇〇円

を

つくし学園嘱託医	基本額	年額二五〇、〇〇〇円
	加算額	一人一回 六二〇円
つくし学園嘱託歯科医	基本額	年額二五〇、〇〇〇円
	加算額	一人一回 五二〇円

に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議案第二十四号

半田市職員の給与に関する条例の一部改正について

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

半田市職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を削り、「五万円を超えない範囲内で市長が定める」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第三項とする。

- 一 第一項に掲げる職員に支給する通勤手当（次号に掲げるものを除く。） 六万六千四百円を超えない範囲内で市長が規則で定める額
 - 二 前項の駐車場等に係る通勤手当 五千円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額
- 第十三条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）に駐車場等に係る通勤手当を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
（半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 2 半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和六十三年半田市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第八条に次の一項を加える。

2 前項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするものに駐車場等に係

る通勤手当を支給する。

議案第二十五号

半田市職員旅費支給条例の全部改正について

半田市職員旅費支給条例の全部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市職員旅費支給条例

半田市職員旅費支給条例（昭和二十九年半田市条例第十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、職員が公務のため旅行する場合の旅費額及びその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 本市が職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特別職員 市長、副市長及び教育長をいう。
- 二 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 三 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 四 出張 職員又は職員以外の者が公務のため旅行することをいう。
- 五 赴任 新たに採用された職員（市長が特に認めた場合に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- 六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、当該職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- 七 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

八 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

九 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

十 旅行命令権者 職員の旅行について、その要否、行先、期間その他必要事項を命ずる権限を有する者をいう。

十一 支出命令権者 半田市財務規則（昭和四十六年規則第十一号）に基づき、旅費に係る支出命令を発する権限を有する者をいう。

（旅費の支給）

第三条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張若しくは赴任のための旅行中又は赴任後の在勤地において退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

二 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

三 職員が赴任後の在勤地において死亡した場合において、当該職員の遺族（外国旅行の場合は、配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内に当該在勤地を出発して帰住（赴任前の在勤地に旅行する場合に限る。）をしたとき 当該遺族

四 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第十七条第一項第二号ア、イ又はエに規定する場合における外国旅行中に死亡したとき 当該職員

3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規

定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するために旅行をした場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他本市の経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、

自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしないとまがない場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費（以下「交通費」という。）、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

（旅費の計算）

第七条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとしてこの条例に規定する種類及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(鉄道賃)

第八条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる費用(第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金(片道五十キロメートル以上の旅行に限る。)
- 三 特別車両料金(特別職員に限る。)
- 四 座席指定料金
- 五 寝台料金
- 六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、特別職員については、この限りでない。

(船賃)

第九条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる費用(第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 寝台料金
- 三 座席指定料金
- 四 特別船室料金(特別職員に限る。)
- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、特別職員については、この限りでない。

(航空賃)

第十条 航空賃は、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 座席指定料金
- 三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、特別職員については、この限りでない。

(その他の交通費)

第十一条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- 一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- 二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- 四 前三号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第十二条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。)別表第二に定め

るところによる(以下「宿泊費基準額」という。)。この場合において、同表中「指定職員等」とあるのは「特別職員」と、「十級以下の者」とあるのは「九級以下の職員」と読み替えるものとする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第十三条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第八条から第十一条までの規定による移動に要する費用の合計額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十四条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第三に定める定額とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するとき、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の三分の二に相当する額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の三分の一に相当する額

3 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)(に宿泊する場合は、前二項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第十五条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第十七条第一項第一号ア若しくはイ又は同項第二号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)として市長が特に必要と認めるものとし、その額は、規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第十六条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として市長が特に必要と認めるものとし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第十七条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用として市長が特に必要と認めるものとし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際市長の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後市長の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号イ又は第二号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第十八条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第十九条 死亡手当は、外国旅行中に、旅行者、配偶者又は子が死亡した場合に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第五に定める定額とする。

(公用車による旅行)

第二十条 公用車により旅行する場合には、交通費は、これを支給しない。

(旅行日数)

第二十一条 旅行日数は、公務のため要した日数による。

2 前項の日数の計算については、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない理由で要した日数を除く外、鉄道旅行には四百キロメートル、水路旅行には二百キロメートル、陸路旅行には五十キロメートルについて一日の割合で通算した日数を超えることはできない。ただし、一日未満の端数は、これを一日とする。

(市内出張者の旅費)

第二十二条 市内出張者に対しては、旅費は支給しない。ただし、特に費用を要し、市長が必要と認めた場合は、これを支給することができる。

(旅費の区分計算)

第二十三条 旅行中に年度の経過、若しくは職務の変更等の事実が発生した旅費を区分して計算する必要がある場合には、その事実の発生後、最初に到着した日をもって、これを区分して計算する。

(退職者等の旅費)

第二十四条 旅行中退職した者には、旅行先より本市に至るまでの前職に相当する帰郷旅費を支給する。ただし、第三条第三項に規定する事由により退職した者については、この限りでない。

2 内国旅行中死亡したときは、前項の規定に準じ、旅費額の二倍に相当する金額を、その遺族に支給する。

第二十五条 事務引継又は残務整理等のため、退職し、又は休職となった者に出張を命じた場合には、前職又は本職相当の旅費を支給する。

(遺族に対する旅費の支給順位)

第二十六条 遺族に対する旅費の支給順位は、次の各号に掲げる順位とする。ただし、第二号及び第四号に掲げる者の支給順位は子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順とする。

- 一 配偶者
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項第二号から第四号までに掲げる者で、同順位者がある場合は、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第二十七条 交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第八条第一項各号、第九条第一項各号、第十条第一項各号及び第十一条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十七条第一項及び第十八条並びに第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第二十八条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書又は精算書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後速やかに、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに、当該過払金を返納させなければならない。

(旅費の調整)

第二十九条 旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法令の規定による旅費により旅行するところが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、規則で定めるところにより旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第三十条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又は旅費に関する他の法令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(随行による旅行)

第三十一条 職員が、特別職員又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条第一項及び第二百三条の二第一項に掲げる者に随行して旅行した場合の旅費は、これらと同額とする。

(委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の半田市職員旅費支給条例(以下「改正後条例」という。)

の規定は、施行日以後に適用し、施行日前にこの条例による改正前の半田市職員旅費支給条例（以下「改正前条例」という。）の規定により旅費の支給を決定した旅行（法令その他により旅費の支給を必要とする場合に限る。）については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が改正後条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

4 改正後条例第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前条例の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

5 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年半田市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「（昭和二十九年半田市条例第十三号）別表第一市長の項」を「（令和八年半田市条例第 号）に定める特別職員」に改め、同条第三項中「一般職員」を「職員（特別職員を除く。）」に改める。

（半田市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
6 半田市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十二年半田市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「（昭和二十九年半田市条例第十三号）別表第一副市長の項」を「（令和八年半田市条例第 号）に定める特別職員」に改める。

（半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）
7 半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年

半田市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「昭和二十九年半田市条例第十三号」を「令和八年半田市条例第号」に改める。

（半田市公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部改正）

8 半田市公聴会参加者等の実費弁償に関する条例（昭和三十七年半田市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（支給方法）

第四条 参加者等に支給する旅費は、半田市旅費支給条例（令和八年半田市条例

号）に定める職員（特別職員を除く。）の旅費支給方法の例による。

（半田市消防団条例の一部改正）

9 半田市消防団条例（昭和四十九年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「昭和二十九年半田市条例第十三号」を「令和八年半田市条例第号」に改め、同項第一号中「副市長の項」を「特別職員の例により算定した額」に改め、同項第二号中「一般職の職員の項」を「職員（特別職員を除く。）の例により算定した額」に改め、同条第三項中「一般職員」を「職員（特別職員を除く。）」に改める。

議案第二十六号

半田市使用料条例及び半田市手数料条例の一部改正について

半田市使用料条例及び半田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市使用料条例及び半田市手数料条例の一部を改正する条例

(半田市使用料条例の一部改正)

第一条 半田市使用料条例(昭和三十九年半田市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

別表を次のように改める。

(別紙のとおり)

(半田市手数料条例の一部改正)

第二条 半田市手数料条例(昭和三十九年半田市条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 4 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、半田市印鑑条例第十四条の三に規定する多機能端末機等(半田市東洋町二丁目一番地に設置するものを除く。)により書類を交付する場合においては、別表第一の一の項、三の項及び六の項中「三〇〇円」とあるのは「二〇〇円」とし、同表十七の項中「四五〇円」とあるのは「三〇〇円」とする。

別表第一の一の項から四の項までの規定中「二〇〇円」を「三〇〇円」に改め、同表五の項中「一〇〇円」を「三〇〇円」「改め、同表六の項中「二〇〇円」を「三〇〇円」に改め、同表十一の項及び十二の項を削り、同表十三の項中「二〇〇円」を「三〇〇円」に改め、同表中十三の項を十一の項とし、同表十四の項中「二〇〇円」を「三〇〇円」に改め、同表中十四の項を十二の項とし、十五の項から十九の項までを二項ずつ繰り上げ、同表中十九の二の項を十八の項とし、同表中二十の項を十九の項とし、同表中二十の二の項を二十の項とし、同表二十六の項、三十一の項及び三十六の項中「二〇〇円」を「三〇〇円」に改める。

別表第二の住宅用家屋証明申請手数料の項中「一、三〇〇円」を「八〇〇円」に改め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第一条中第二条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の半田市使用料条例及び半田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入通知書を発するもの（納入通知書を発しないものにあつては、料金を領収するもの）について適用し、同日前に納入通知書を発したものの（納入通知書を発しないもの）にあつては、料金を領収したもの）については、なお従前の例による。

地区公民館

満の室 メートル未 一六五平方 一六五平方 以上 六六平方メ ートル以上	未満の室 方メートル 上三〇〇平 方メートル	冷暖房設備			の室 一六平方メ ートル未満	満の室 メートル未 一六五平方 一六五平方 以上 六六平方メ ートル以上
		室満ル一方五 の未トメ平六	の未トメ平〇 満ル一方〇三 以トメ平六	室上ル一方〇 の以トメ平〇		
全夜半 日間日	全夜半 日間日	一時間			全夜午午 日間後前	全夜午午 日間後前
三、 四二〇円	四、 二九〇円	一、 四三〇円	五、 七〇円	一、 八一〇円	一、 八五〇円	三、 七一〇円

//

半日は、午前九時から午後一時まで、又は午後一時から午後五時まで
 夜間は、午後五時から午後九時まで
 全日は、午前九時から午後九時まで

石油ストーブ及び扇風機による冷暖房を除く。

<p>田 アイ プラ ザ 半</p>	<p>乙 川 交 流 セ ン タ ー ニ コ パ ル</p>				
<p>講堂 平日</p>	<p>第 二 会 議 室</p>	<p>第 一 会 議 室</p>	<p>ル 多 目 的 ホ ー</p>	<p>冷暖房設備</p>	<p>の 室 六 六 平 方 メ ー ト ル 未 満</p>
<p>合の以〇〇ーが高の料入 場下円〇、額最等場</p>				<p>コインタイマー一台</p>	
<p>全夜午午 日間後前</p>	<p>全夜半 日間日</p>	<p>全夜半 日間日</p>	<p>全夜半 日間日</p>	<p>一 時 間</p>	<p>全夜半 日間日</p>
<p>六二二一 五二二九 、三三七、 三三〇八 〇円七〇 円円</p>	<p>三、一、一、 三、一、〇 六、七、九 〇円〇円</p>	<p>四、一、一、 三、五、四 八、六、一 〇円〇円</p>	<p>二、九、九、 八、九、四 七、〇、二 五〇円〇円</p>	<p>一 〇〇 円</p>	<p>一、 七、五、五 一〇〇円七〇 円円</p>
<p>//</p>	<p>利用の許可 を受けたと き</p>				
<p>一 午前は、午前九時から 午後〇時三〇分まで 午後は、午後一時から 午後五時まで 夜間は、午後五時三〇 分から午後九時三〇分ま で 全日は、午前九時から 午後九時三〇分まで 二 観客席を使用しない場 合で、利用日の一月前の 応当日（応当日がない場 合は月末）以降に初めて 申し込みをするときの使 用料は、上記料金に一〇 〇分の七〇を乗じて得た 額とする。</p>	<p>半日は、午前九時から午後 一時まで、又は午後一時か ら午後五時まで 夜間は、午後五時から午後 九時まで 全日は、午前九時から午後 九時まで</p>			<p>石油ストーブ及び扇風機に よる冷暖房を除く。</p>	

第一会議室	小ホール	土曜日、日曜日及び祝日		
		入料の最高額	入料の最高額	入料の最高額
		入料の最高額 （最等場）	入料の最高額 （最等場）	入料の最高額 （最等場）
全夜	全夜	全夜	全夜	全夜
日間	日間	日間	日間	日間
九、 三、 四、 三、 〇、 〇、 〇、 円	二、 〇、 七、 六、 六、 〇、 二、 三、 三、 九、 〇、 円	一、 五、 六、 五、 四、 九、 八、 三、 〇、 〇、 円	八、 一、 二、 八、 二、 八、 四、 八、 四、 〇、 〇、 円	一、 三、 〇、 四、 五、 四、 八、 〇、 四、 八、 七、 六、 〇、 円

<p>午前は、午前九時から午後一時まで</p> <p>午後は、午後一時から午後五時まで</p> <p>夜間は、午後五時から午後九時三十分まで</p> <p>全日は、午前九時から午後九時三十分まで</p>	
---	--

第一日本間	研修室	第六会議室	第五会議室	第四会議室	第三会議室	第二会議室
全夜午午	全夜午午	全夜午午	全夜午午	全夜午午	全夜午午	全夜午午
日間後前	日間後前	日間後前	日間後前	日間後前	日間後前	日間後前
一〇、三、三、三、 五八三三 九〇九九 〇〇〇〇 円円円円	一六五五五 二八一一一 三七八八八 〇〇〇〇 円円円円	五、一、一、 一八六六 四二〇〇 〇〇〇〇 円円円円	五、一、一、 一八六六 四二〇〇 〇〇〇〇 円円円円	六、二、二、二、 九四二二 三〇二二 〇八〇〇 円円円円	六、二、二、二、 九四二二 三〇二二 〇八〇〇 円円円円	七、二、二、二、 七七四四 二五八八 〇〇〇〇 円円円円

	半六庭園					
第二日本間	和室	軽運動室	音響装置 ピアノ	講堂照明装 置	持込器材電 源	物品販売そ の他これに 類する行 為、又は、 興行、集 会、展示会 その他これ らに類する 催し等のた め仮設工作 物を設ける 場合
全夜午 日間後前	一室二時 間	二時間	各一式一 時間 超過一時 間	一式一時 間 超過一時 間	一 kw	占有面積 一平方メ ートル一 日につき
一、三五〇円 一、三五〇円 一、四九〇円 四、一九〇円	五三〇円	一、三五〇円	七二〇円 三六〇円	一、二四〇円 六二〇円	二二〇円	四〇円
利用の許可を受けたとき						
			講堂又は小ホールにて上記設備を利用する場合	講堂にて上記設備を利用する場合	講堂又は小ホールにて持込機材を利用する場合は、午前、午後又は夜間の各時間帯における使用ごとに算定する。	<p>一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。</p> <p>二 興行等で利用する場合において、営利宣伝等以外の目的で入場料又はこれに類する金銭を徴収するときは、上記金額の二倍の額、営利宣伝等を目的として使用するときは、上記金額の五倍の額とする。</p>

施設を管理する場合	施設を設ける場合	興行、集会、展示会、その他これらに類する催し等のために、半六庭園の全部又は一部を独占して利用する場合	物販、その他これらに類する行為を行うに際しての敷金	
			二平方メートル以上	二平方メートル未満
	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一日につき
四、六八〇円	二、八四〇円	七円	八〇円	二、〇〇〇円
施設を設け、又は管理する許可を受けたとき				
使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。				

空の科学館		観覧				特別観覧				博物館	
										特別展示室	
プラネタリウムホール		一般		小人		一般		児童生徒		場料の有無	料観覧
全夜半		一人一回につき				一人一回につき				一日	
日間日		団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人		
七、〇四〇円 八、二五〇円 二、一三〇円		一四〇円	二八〇円	七〇円	一四〇円	四四〇円以内	五五〇円以内	一六〇円以内	二二〇円以内	六、九三〇円	四、六二〇円
使用の許可を受けたとき		//				観覧券の発行を受けたとき				使用の許可を受けたとき	
<p>一 半日は、午前九時から午後一時まで、又は午後一時から午後五時まで 夜間は、午後五時から午後九時三〇分まで 全日は、午前九時から午後九時三〇分まで 二 土曜日、日曜日及び祝日に使用する場合は、上記金額に一〇〇分の二〇を加算した額とする。 三 冷暖房を使用するときは、一時間につき、一、六五〇円を加算する。</p>		<p>一 小人とは、満三歳の者から中学生までをいう。 二 一般とは、一以外の者をいう。ただし、満三歳未満の者は除く。 三 団体とは、三〇人以上をいう。</p>				<p>一 児童・生徒とは、小学生から高校生までをいう。 二 一般とは、一以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者は除く。 三 団体とは、二〇人以上をいう。</p>				<p>一日とは、博物館の開館時間をいう。</p>	

体育館							
専用使用						天体観測施設	ピアノ
会議室	卓球室	体育室	アリーナ				
					半面	全面	
最初 の二時 間 以後三 十分 ごと	最初 の二時 間 以後三 十分 ごと	最初 の二時 間 以後三 十分 ごと	最初 の 二時 間 以後三 十分 ごと	最初 の 二時 間 以後三 十分 ごと	一回	一回	
七〇〇円	二八〇円	三五〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、〇七〇円	一、六五〇円	
//	//	//	//		//	//	
<p>一 照明を使用するとき は、上記金額に一灯 (二・一二kw)三〇分 につき、二〇円を加算す る。</p> <p>二 土曜日、日曜日及び祝 日に使用する場合は、上 記金額に一〇〇分の二〇 を加算した額とする。</p>						一回とは、一日をいう。	一回とは、プラネタリウム ホールの使用単位による。

館 青
山 記 念 武 道

専用使用						個人使用		
室 第 三 会 議	室 第 二 会 議	室 第 一 会 議	小 道 場		大 道 場		アリーナ 卓球室 体育室	
			全 面		半 面	全 面	一 般	小 人
最 初 の 二 時 間 以 後 三 〇 分 ご と	最 初 の 二 時 間 以 後 三 〇 分 ご と	最 初 の 二 時 間 以 後 三 〇 分 ご と	最 初 の 二 時 間 以 後 三 〇 分 ご と	最 初 の 二 時 間 以 後 三 〇 分 ご と	最 初 の 二 時 間 以 後 三 〇 分 ご と	最 初 の 二 時 間 以 後 三 〇 分 ご と		
七〇円	二八〇円	七〇円	二八〇円	四八〇円 一、九二〇円	六二〇円 二、四八〇円	一、二四〇円 四、九六〇円	一四〇円	七〇円
//			//		使用の許可 を受けたと き		入場券の発 行を受けた とき	
<p>一 冷暖房を使用するとき は、上記金額に最初の二 時間は三六〇円、以後三 〇分ごとに九〇円を加算 する。</p> <p>二 土曜日、日曜日及び祝 日に使用する場合は、上 記金額に一〇〇分の二〇 を加算した額とする。</p>			<p>一 控室の使用を含む。</p> <p>二 冷暖房を使用するとき は、上記金額に最初の二 時間は一、三二〇円、以 後三〇分ごとに三三〇円 を加算する。</p> <p>三 土曜日、日曜日及び祝 日に使用する場合は、上 記金額に一〇〇分の二〇 を加算した額とする。</p>		<p>一 全面使用の場合のみ控 室の使用を含む。</p> <p>二 冷暖房を使用するとき は、上記金額に最初の二 時間は二、六八〇円、以 後三〇分ごとに六七〇円 を加算する。ただし、半 面使用の場合は、それぞ れの額の一〇〇分の五〇 の額とする。</p> <p>三 土曜日、日曜日及び祝 日に使用する場合は、上 記金額に一〇〇分の二〇 を加算した額とする。</p>		<p>一 小人とは、小学生から 中学生までをいう。</p> <p>二 一般とは、一以外の者 をいう。ただし、学齢に 達しない者は除く。</p>	

温水プール							
プール						個人使用	
一人一回につき						大 道場 小 道場	
高校生			小人			一般	小人
障がい者等	団体	個人	障がい者等	団体	個人		
一九〇円	三三〇円	四〇〇円	一三〇円	一九〇円	二七〇円	一四〇円	七〇円
〃						入場券の発行を受けたとき	
<p>一 小人とは、小学生から中学生までをいう。</p> <p>二 一般とは、一に規定する者及び高校生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者は除く。</p> <p>三 団体とは、二〇人以上をいう。</p> <p>四 障がい者等とは、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の規定に基づく身体障がい者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省事務次官通達）に基づく療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定に基づく精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>五 高齢者とは、満六五歳以上の者をいう。</p> <p>六 個人利用の入場券は、回数入場発行券により発行を受けることができるものとし、その金額は、利用区分別にそれぞれ次に掲げる額とする。</p>						<p>一 小人とは、小学生から中学生までをいう。</p> <p>二 一般とは、一以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者は除く。</p>	

一般			
高齢者	障がい者等	団体	個人
四〇〇円	四〇〇円	五三〇円	六七〇円
<p>イ 小人 入場券二、七〇〇円分を二、七〇〇円とする。</p> <p>ロ 高校生 入場券四、四〇〇円分を四、〇〇〇円とする。</p> <p>ハ 一般 入場券七、三七〇円分を六、七〇〇円とする。</p> <p>ニ 小人障がい者等 入場券一、四三〇円分を一、三〇〇円とする。</p> <p>ホ 高校生障がい者等 入場券二、〇九〇円分を一、九〇〇円とする。</p> <p>ヘ 一般障がい者等 入場券四、四〇〇円分を四、〇〇〇円とする。</p> <p>ト 一般高齢者 入場券四、四〇〇円分を四、〇〇〇円とする。</p>			

半田球場	入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	全 午 午 日 後 前	一、四、二九〇円 〇、五、七二〇円 〇、〇一〇円	使用の許可を受けたとき	<p>一 土曜日、日曜日、祝日及び休設日に使用する場合は、上記金額に一〇〇分の三〇を加算した額とする。</p> <p>二 早朝使用（午前五時から午前八時三〇分まで）及び日没使用（午後五時から日没まで）の場合は、二、一四〇円とする。</p> <p>三 愛知県大会以上の学生野球（高校野球を含む。）及び中学生以下の者が使用する場合は、上記金額の一〇〇分の五〇とする。</p> <p>四 営利宣伝等以外の目的で、入場料又はこれに類する金銭（以下次号において「入場料等」という。）を徴収する場合は、上記金額の二倍の額とする。</p> <p>五 職業野球又は興行的に使用する場合は、上記金額の五倍の額に入場料等を徴収して得た収入の総額に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
------	-----------------------	--------------------	--------------------------------	-------------	--

学校体育施設				半田運動公園 テニスコート	テニスコート
柔道場 剣道場	体育館	運動場照明施設 (半照)	運動場照明施設 (全照)	一面	一面
一回	一回	三〇分	三〇分	二時間	二時間
一三〇円	六一〇円	一、三二〇円	二、三七〇円	八五〇円	七一〇円
//				//	//
<p>一 半田市学校体育施設開放規則に定める施設</p> <p>二 半田市学校体育施設開放規則第六条第三項に規定する登録団体が使用する場合は、上記金額とする。</p>		<p>半田市学校体育施設開放規則に定める施設</p>		<p>一 照明を使用する場合は、上記金額に三〇分ごとに三四〇円を加算した額とする。</p> <p>二 土曜日、日曜日、祝日及び休設日に使用する場合は、上記金額に一〇〇分の五〇を加算した額とする。</p>	<p>一 照明を使用する場合は、上記金額に三〇分ごとに三四〇円を加算した額とする。</p> <p>二 土曜日、日曜日、祝日及び休設日に使用する場合は、上記金額に一〇〇分の五〇を加算した額とする。</p>

フットサルコート	弓道場		州の崎公園グラウンド照明施設					
一面	個人使用		専用使用	Bグラウンド	Aグラウンド			
	一般	高校				一回	一回	一、三、五〇円
一回	一回	一回	半日全夜 日間	三分	三分			
一、三、五〇円	一四〇円	七〇円	一、四三〇円 二、八六〇円 三、一四〇円	一、三二〇円	二、三七〇円			
//	//		//					
<p>一 照明を使用する場合は、上記金額に三〇分ごとに三、四〇円を加算した額とする。</p> <p>二 土曜日、日曜日、祝日及び休設日に使用する場合は、上記金額に一〇〇分の五〇を加算した額とする。</p>	<p>一 半日は、午前九時から午後一時まで、又は午後一時から午後五時まで全日は、午前九時から午後五時まで</p> <p>夜間は、午後五時から午後九時まで</p> <p>二 土曜日、日曜日、祝日及び休設日に使用する場合は、上記金額に一〇〇分の五〇を加算した額とする。</p>							

半田運動公園 多目的グラウンド		半田運動公園 陸上競技場									
半 面	全 面	専用使用					個人使用				
		照明施設			陸上競技場	トレーニング室	陸上競技場				
		部分照	半照	全照			夜間	昼間	夜間	昼間	
一 時 間		三 〇 分	三 〇 分	三 〇 分	最初の一 時間 以後三〇 分ごと	一人一回につき	一人一回につき				
							夜間	昼間	夜間	昼間	
六七〇円	一、三四〇円	八一〇円	二、〇〇〇円	四、〇一〇円	二、〇四〇円 四、〇八〇円	四〇〇円	四〇〇円	二六〇円	二〇〇円	一三〇円	
//		使用の許可を受けたとき					入場券の発行を受けたとき				
		<p>一 営利宣伝等以外の目的で、入場料又はこれに類する金銭（以下次号において「入場料等」という。）を徴収する場合は、上記金額の二倍の額、営利宣伝等を目的として使用する場合は、上記金額の五倍の額とする。</p> <p>二 営利宣伝等を目的として使用する場合は、入場料等を徴収するときは、一に定める額に入場料等を徴収して得た収入の総額に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額とする。</p>					<p>一 一般のみの利用とする。</p> <p>二 回数入場券を発行できるものとし、その金額は、入場券四、四〇〇円分を四、〇〇〇円とする。</p> <p>三 夜間とは、照明施設（部分照）が点灯されているときをいう。</p> <p>一 小人とは、小学生から中学生までをいう。</p> <p>二 一般とは、一以外の者をいう。ただし、小学生未満の者は除く。</p> <p>三 夜間とは、照明施設（部分照）が点灯されているときをいう。</p>				

半田北部グラウンド		半田マリングラウンド		半田上浜グラウンド		半田運動公園 野外ステージ		半田運動公園 デイキャンプ場	
野球場	多目的グラウンド	全面	全面	全面	全面	照明施設	ステージ使用	卓バーベキュー	持込区画 (一区画)
一時間		一時間		一時間		三〇分	一時間	全日	
二、〇四〇円	六七〇円	一、三四〇円	六七〇円	一、三四〇円	六七〇円	六〇円	一、三五〇円	一、一九〇円	六七〇円
〃		〃		〃		〃		〃	
						<p>一 営利宣伝等以外の目的で、入場料又はこれに類する金銭（以下次号において「入場料等」という。）を徴収する場合は、上記金額の二倍の額、営利宣伝等を目的として使用する場合は、上記金額の五倍の額とする。</p> <p>二 営利宣伝等を目的として使用する場合で、入場料等を徴収するときは、一に定める額に入場料等を徴収して得た収入の総額に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額とする。</p>			

墓地					
地色川市半 墓一乙田	地脇市半 墓有田	地石市半 墓黒田	地岩市半 墓成田	地部市半 墓北田	地谷市半 墓北田
地一 等	地二 地一 等 等	地四地三地二地一 等 等 等 等	地二 等	地三地二地一 等 等 等	地四地三地二地一 等 等 等 等
一 区 画					
二九〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円 一一〇、〇〇〇円	二四八、〇〇〇円 九六、〇〇〇円 五〇、〇〇〇円 五五、〇〇〇円	三三、八〇〇円	二〇一、〇〇〇円	三二七、〇〇〇円
//					
<p>区画を二区画以上使用する ときは、次の割合を加算し た額とする。</p> <p>二区画及び三区画 三割 四区画以上 四割</p>					

文化会館

ホール

営利宣伝等を目的としない場合

とす徴以〇〇一を金を類料入 る収上円〇、、料すに場 き	きる収を料すに場の未〇〇一か無料入 とす徴金を類料入満円〇、、料が場
全夜午午 日間後前	全夜午午 日間後前
二〇〇、 八四、 八四、 五、 二〇〇円 四四〇円 四四〇円 四八〇円	一〇〇、 四二、 四二、 二五、 一〇〇円 二二〇円 二二〇円 七四〇円

//

- 一 午前は、午前九時から午前一二時まで
午後は、午後一時から午後五時まで
夜間は、午後六時から午後一〇時まで
- 二 土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を使用する場合は、規定料金に一〇〇分の二五を加算した額とする。
- 三 使用時間の延長の場合には、一時間につき規定料金に一〇〇分の三〇を加算した額とする。
- 四 準備のため舞台のみを使用する場合は、規定料金の一〇〇分の五〇とする。
- 五 単位を超えて連続で使用する場合は、それぞれの規定料金とする。

営利宣伝及びこれに準ずることを目的とする場合	
とす徴のる類れび料入 き る収をもすにこ及場	きいし徴のる類れび料入 とな収をもすにこ及場
全夜午午	全夜午午
日間後前	日間後前
三七、二二〇円 二二六、六六〇円 二二六、六六〇円 三〇〇、三〇〇円	五八四、四四〇円 八四、四四〇円 二〇〇、二〇〇円

和室 第六 楽屋	和室 第五 楽屋	洋室 第四 楽屋	洋室 第三 楽屋	洋室 第二 楽屋	洋室 第一 楽屋	特別控室
全夜午午 日間後前						
三、一、一、 〇二二八 〇九九五 〇〇〇〇 円円円円	三、一、一、 〇二二八 〇九九五 〇〇〇〇 円円円円	三、一、一、 〇二二八 〇九九五 〇〇〇〇 円円円円	三、一、一、 〇二二八 〇九九五 〇〇〇〇 円円円円	三、一、一、 〇二二八 〇九九五 〇〇〇〇 円円円円	三、一、一、 〇二二八 〇九九五 〇〇〇〇 円円円円	六、二、二、一、 〇五五七 〇〇八〇 〇〇〇〇 円円円円
//	//	//	//	//	//	//
//	//	//	//	//	//	営利宣伝等を目的として使用する場合は、上記料金の倍額とする。

舞 台 関 係 設 備 及 品 備		第 二 練 習 室	第 二 練 習 室	第 一 練 習 室	リ ハ ー サ ル 室	浴 室
迫 り	ト ピ ト ケ オ ッ ラ ス ー					
一 式	一 式	全 夜 午 午 日 間 後 前	全 夜 午 午 日 間 後 前	全 夜 午 午 日 間 後 前	全 夜 午 午 日 間 後 前	全 夜 午 午 日 間 後 前
一、 四三〇円	四、 九五〇円	七、三、三、二、 八、二、二、一、 六、〇、〇、〇、 円 円 円 円	六、二、二、一、 一、五、五、七、 四、八、八、一、 〇、〇、〇、〇、 円 円 円 円	六、二、二、一、 一、五、五、七、 四、八、八、一、 〇、〇、〇、〇、 円 円 円 円	六、二、二、一、 一、五、五、七、 四、八、八、一、 〇、〇、〇、〇、 円 円 円 円	四、一、一、一、 二、四、四、四、 九、五、五、三、 〇、〇、〇、〇、 円 円 円 円
//	//	//	//	//	//	//
一 附属設備等の使用料は午前、午後又は夜間の各時間帯における使用ごと一回として算定する。 二 ピアノの使用料には、調律料を含まない。 三 持込器材電源は、定格消費電力の合計一kw未満の端数があるときは、その端数を一kwに切り上げて算定する。		//	//	//	//	//

平 台	台 所 作	目 竹 目 松 羽、 羽	な 用 合 段 ひ 唱	な 用 ト ケ オ 段 ひ ラ ス ！	板 反 音 射 響
一	一	一	一	一	一
台	式	式	式	式	式
一 四〇 円	七、 一五〇 円	二、 八六〇 円	一、 一三〇 円	三、 二二〇 円	三、 八五〇 円

せひ ん毛	ぶよのの うび子り	ぶよ銀 うび	ぶよ金 うび	む含面(台譜 灯譜面	付面(台指 台譜揮
一 枚	一 双	一 双	一 双	一 台	一 台
二八〇円	一、四三〇円	一、四三〇円	一、一〇〇円	一四〇円	二八〇円

幕し や	す地 りが	上 敷	付者司台(演 卓会・花台)	布用高 団座座	布長 団座
一 枚	一 枚	一 枚	一 式	一 枚	一 枚
一、三三〇円	一、四三〇円	二八〇円	一、四三〇円	一四〇円	一四〇円

ドライマインアラシ ドライアラシ 除く。	黄浅幕
一 台	一 枚
一、四三〇円	七二〇円

備及設関照舞
品び備係明台

Aセット（ボーダーライト（四列）、サスペンションライト八〇台（一kw）、シーリングスポット三二台（一kw） 一ニ台（二kw）、フロントサイドスポット三六台（一kw）、 horizont ライトアッパー・ローア（一式）

—

式

一、
五五〇円

Bセット（ボーダーライト（三列）、サスペンションライト四〇台（一kw）、シーリングスポット二四台（一kw） 八台（二kw）、フロントサイドスポット二八台（一kw）、 horizont ライトアッパー・ロアー（一式））

—

式

セ
ト
7
0
0
円

Cセット（ボーダーライト（二列）、サスペンションライト一八台（一kw）、シーリングスポット二台（一kw） 六台（二kw）、フロントサイドスポット一八台（一kw））

—

式

三、
八五〇円

スポットライト			ピンスポット		フットライト (花道用)	フットライト
五〇〇W	一kw	二kw	一kw	二kw		
一	一	一	一	一	一	一
台	台	台	台	台	列	列
二八〇円	四一〇円	八五〇円	一、一〇〇円	一、七六〇円	四二〇円	一、四三〇円

シーイフ ンマヤア	ンマロオ シラー	付種玉先ンシ(トポトエエ 板・マッスクフ	ストリップライト	
			四灯	八灯
一 式	一 式	一 式	一 台	一 台
一、四三〇円	一、四三〇円	一、一五〇円	二八〇円	四一〇円

タタメト ワルン	イ タ トラワ	ミ ル ポラ	ン マ ロ ス シ ボ ト
— 式	— 式	— 式	— 式
—、 七六〇円	—、 八六〇円	七 〇七 円	—、 三三〇円

音 関 設 及 備
響 係 備 品

マイク		スピーカー		
ダイナミック	コンデンサー	可搬型	ハネ返り	ステージ
—	—	—	—	—
本	本	台	台	台
七〇〇円	九三〇円	七〇〇円	五六〇円	一、一四〇円

型 ルシレ型床型上 (ドタクマ ムブブキフ上・卓 スイ	エレベーター	三点吊り	ワイヤレス
	— 台	— 式	— 式
二八〇円	一、三三〇円	八二〇円	一、一五〇円

映写設備 プロジェクター	ヤレ D M D C I I プ	ダ コ プ テ ッ カ I I レ I ト セ	オーディオミキサー	
			可搬型一六CH	可搬型八CH
— 台	— 台	— 台	— 台	— 台
二、 八六〇円	七 一〇円	七 一〇円	三、 五二〇円	二、 七五〇円

他 その の	楽 器		
電 器 持 込 材 源	付 バ 車 （ 鼓 大 太 ） チ ・ 台	ピ ア ノ	
		ヤ マ ハ 製 フ ル コ ン サ ー ト	ス タ イ ン ウ ェ イ 製 フ ル コ ン サ ー ト
— kw	— 台	— 台	— 台
— 二 四 〇 円	— 一、 四 三 〇 円	— 四、 六 二 〇 円	— 六、 七 二 〇 円

老人福祉セン ター			身体障がい者 福祉センター
集会室	二 教養 娯楽室	一 教養 娯楽室	社会適 応訓 練室
全夜 午 午	全夜 午 午	全夜 午 午	全夜 午 午
日間 後 前	日間 後 前	日間 後 前	日間 後 前
五、一、一、 五、八、八、二 三、五、五、七 〇〇円 〇〇円	八、三、三、二、 五、七、七、一 八、八、八、四 〇〇円 〇〇円	八、三、三、二、 五、七、七、一 八、八、八、四 〇〇円 〇〇円	五、一、一、一、 五、八、八、二 三、五、五、七 〇〇円 〇〇円
//			//
<p>午前は、午前九時か ら午前二時まで 午後は、午後一時か ら午後五時まで 夜間は、午後六時か ら午後一〇時まで 全日は、午前九時か ら午後一〇時まで</p>			

福祉文化会館	ひとり親家庭 福祉センター
駐車場	会議室
<p>一台一回 最初の1 時間まで 以後30 分ごと</p>	<p>午前午後 日間</p>
<p>無料 130円</p>	<p>一、二、七、 一、八、五、 五、八、五、 三、〇、〇、 〇、〇、〇、 円、円、円、 円</p>
<p>駐車を 出庫する とき</p>	<p>//</p>

市民交流プラザ		市民活動支援センター	
ミューズ グリー ム A グ ル ー プ B グ ル ー ム	ホール	市民活動 ルーム D	市民活動 ルーム A 市民活動 ルーム B 市民活動 ルーム C
全夜 日間	全夜 日間	全夜 日間	全夜 日間
午後 後 前	午後 後 前	午後 後 前	午後 後 前
二、 二、 四、 四、 二、 三、 八、 一、 四〇 円	五、 七、 五、 四、 七、 八、 一、 九、 二〇 円	一、 一、 三、 三、 五、 五、 一、 四、 六〇 円	一、 一、 〇、 三、 七、 三、 一、 三、 四、 九〇 円
//	//	//	使用の許可を受けたとき
//			午前は、午前九時から午後一時まで 午後は、午後一時から午後五時まで 夜間は、午後五時から午後九時まで 全日は、午前九時から午後一時まで

雁宿駐車場						
回数駐車券		一日一回駐車券	定期駐車券	全日定期駐車券	夜間駐車	普通駐車
普通駐車券 三〇分 六〇枚 づり	普通駐車券 三〇分 一枚 づり	一台一回	一台月額	一台月額	一台一回	最初の一回 時間まで 以後三〇分ごと
五、三四〇円	一、〇六〇円	六四〇円	五、三四〇円	八、〇一〇円	三二〇円	二二〇円 一〇〇円
//	//	//	//	駐車券の交付のとき	//	駐車場を出庫するとき
		//	午前五時から午後二時まで	午前〇時から午後二時まで	午前〇時から午前五時まで	午前五時から午後二時まで

知多半田駅前
再開発ビル駐
車場

回数駐車券		一日一回駐 車券	定期駐車券	夜間駐車	普通駐車
普通駐車 券 一枚	普通駐車 券 三〇分 一枚	一台一回	一台月額	一 台	一台三〇 分ごと
二、二〇〇円	一、一〇〇円	一、四三〇円	一六、五〇〇円	八三〇円	一一〇円
//	//	//	駐車券の交付のとき	//	駐車を 出庫する とき
		午前七時から午後一 時まで	午前〇時から午後一 二時まで	午後一時から午前 七時まで	午前七時から午後一 時まで

地域共創センター			新美南吉記念館	
冷暖房設備	六六平方メートル未満の室	六六平方メートル以上 一六五平方メートル未満の室	展示室	
一時間			一人一回につき	
			個人	団体
100円	140円	280円	280円	220円
使用の許可を受けたとき			観覧券の発行を受けるとき	
<p>一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。</p> <p>二 興行等で利用する場合において、入場料又はこれに類する金銭を徴収するとき、又は物品販売その他これに類する行為を目的として使用するときは、上記金額の二倍の額とする。</p>			<p>一 中学生以下の利用は無料とする。</p> <p>二 団体とは、二十人以上をいう。</p>	

物の販売その他これに 類の行、 集、興、 会、展、 れら、 る催し等 たため、 作物を 場合		物の販売その他これに 類の行、 集、興、 会、展、 れら、 る催し等 たため、 作物を 場合
二五平方メートル以上	二五平方メートル未満	占有面積 一平方 メートル につき 日につき
一平方メートル一日につき	一日につき	
八〇円	一、〇〇〇円	四〇円

議案第二十七号

半田市児童館条例の一部改正について

半田市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市児童館条例の一部を改正する条例

半田市児童館条例（昭和五十七年半田市条例第十八号）の一部を次のように改正する。
別表半田市立亀崎児童センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議案第二十八号

半田市国民健康保険税条例の一部改正について

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険税条例（昭和三十五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び介護保険法」を「介護保険法」に、「介護納付金」という。）の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）を加え、同項に次の一号を加える。

四 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第三条第三項中「その世帯に属する」の下に「国民健康保険の」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項第四号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額、当該世帯に属する十八歳以上被保険者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第七百三条の四第三十項に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

第四条第一項中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）を「法」に、「百分の七・六七」を「百分の八」に改める。

第六条中「三万二千百円」を「三万四千六百円」に改める。

第六条の二第一号中「二万千八百円」を「二万二千四百円」に改め、同条第二号中「一万九百円」を「一万二千二百円」に改め、同条第三号中「一万六千三百五十円」

を「一万六千八百円」に改める。

第六条の三中「百分の二・七八」を「百分の二・七」に改める。

第六条の五中「一万千四百円」を「一万千六百円」に改める。

第六条の六第一号中「七千七百円」を「七千六百円」に改め、同条第二号中「三千八百五十円」を「三千八百円」に改め、同条第三号中「五千七百七十五円」を「五千七百円」に改める。

第七条中「百分の二・一四」を「百分の二・四」に改める。

第八条の二中「一万七百元」を「一万二千二百円」に改める。

第八条の三中「五千五百円」を「六千百元」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第八条の四 第三条第五項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に百分の〇・二八を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第八条の五 第三条第五項の被保険者均等割額は、被保険者一人について千円とする。

（十八歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額）

第八条の六 第三条第五項の十八歳以上被保険者均等割額は、十八歳以上被保険者一人について百円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第八条の七 第三条第五項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 七百元

二 特定世帯 三百五十円

三 特定継続世帯 五百二十五円

第二十二条第一項中「並びに同条第四項本文」を「、同条第四項本文」に改め、「十七万円」の下に「並びに同条第五項本文の子ども・子育て支援納付金課税額

からトからりまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第一号イ中「二万二千四百七十円」を「二万四千二百二十円」に改め、同号ロ(1)中「一万五千二百六十円」を「一万五千六百八十円」に改め、同号ロ(2)中「七千六百三十円」を「七千八百四十円」に改め、同号ロ(3)中「一万千四百四十五円」を「一万千七百六十円」に改め、同号ハ中「七千九百八十円」を「八千二百二十円」に改め、同号ニ(1)中「五千三百九十円」を「五千三百二十円」に改め、同号ニ(2)中「二千六百九十五円」を「二千六百六十円」に改め、同号ニ(3)中「四千四十三円」を「三千九百九十円」に改め、同号ホ中「七千四百九十円」を「八千五百四十円」に改め、同号ヘ中「三千八百五十円」を「四千二百七十円」に改め、同号に次のように加える。

ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第二条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 七百七十円

チ 十八歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額 十八歳以上被保険者(第二条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 七十円

リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 四百九十円
- (2) 特定世帯 二百四十五円
- (3) 特定継続世帯 三百六十八円

第二十二条第一項第二号イ中「一万六千五十円」を「一万七千三百円」に改め、同号ロ(1)中「一万九百円」を「一万二千二百円」に改め、同号ロ(2)中「五千四百五十円」を「五千六百円」に改め、同号ロ(3)中「八千七百七十五円」を「八千四百円」に改め、同号ハ中「五千七百円」を「五千八百円」に改め、同号ニ(1)中「三千八百五十円」を「三千八百円」に改め、同号ニ(2)中「千九百二十五円」を「千九百円」に改め、同号ニ(3)中「二千八百八十八円」を「二千八百五十円」に改め、同号ホ中「五千三百五十円」を「六千百円」に改め、同号ヘ中「二千七百五十円」を「三千五十円」に改め、同号に次のように加える。

ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第二条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について

て 五百五十円

チ 十八歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額 十八歳以上被保険者（第二条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 五十円

リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 三百五十円
- (2) 特定世帯 百七十五円
- (3) 特定継続世帯 二百六十三円

第二十二条第一項第三号イ中「六千四百二十円」を「六千九百二十円」に改め、同号ロ(1)中「四千三百六十円」を「四千四百八十円」に改め、同号ロ(2)中「二千八百円」を「二千二百四十円」に改め、同号ロ(3)中「三千二百七十円」を「三千三百六十円」に改め、同号ハ中「二千二百八十円」を「二千三百二十円」に改め、同号ニ(1)中「千五百四十円」を「千五百二十円」に改め、同号ニ(2)中「七百七十円」を「七百六十円」に改め、同号ニ(3)中「千百五十五円」を「千百四十円」に改め、同号ホ中「二千四百四十円」を「二千四百四十円」に改め、同号ヘ中「千円」を「千二百二十円」に改め、同号に次のように加える。

ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第二条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 二百二十円

チ 十八歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額 十八歳以上被保険者（第二条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 二十円

リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 百四十円
- (2) 特定世帯 七十円
- (3) 特定継続世帯 百五十円

第二十二条第二項第一号イ中「四千八百五十円」を「五千百九十円」に改め、同号ロ中「八千二十五円」を「八千六百五十円」に改め、同号ハ中「一万二千八百四

十円」を「一万三千八百四十円」に改め、同号二中「一万六千五十円」を「一万七千三百円」に改め、同項第二号イ中「千七百十円」を「千七百四十円」に改め、同号口中「二千八百五十円」を「二千九百円」に改め、同号八中「四千五百六十円」を「四千六百四十円」に改め、同号二中「五千七百円」を「五千八百円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 前項第一号トに規定する金額を減額した世帯 百六十五円

ロ 前項第二号トに規定する金額を減額した世帯 二百七十五円

ハ 前項第三号トに規定する金額を減額した世帯 四百四十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 五百五十円

第二十二条第三項中「課する所得割額及び被保険者均等割額」を「課する所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額」を「被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に、「当該所得割額及び被保険者均等割額」を「当該所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の三号を加える。

七 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第八条の四の規定により算定した所得割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

八 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第八条の五の規定により算定した被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

九 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第八条の六の規定により算定した十八歳以上被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の十八歳以上被保険者均等割額）の十二分の

一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第二十二条に次の一項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する十八歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第一項、第二項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第三項、第四項及び第六項から第十三項までの規定中「第七条及び第二十二條」を、「第七条、第八条の四及び第二十二條」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和八年度以後の年度分の保険税について適用し、令和七年度分までの保険税については、なお従前の例による。

議案第二十九号

半田市介護保険条例の一部改正について

半田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市介護保険条例の一部を改正する条例

半田市介護保険条例（平成十二年半田市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第九条 第一号被保険者（令和八年度分の保険料の賦課期日において半田市（以下「市」という。）に住所を有しない者を除き、令和八年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において市に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第五条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十二号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額）をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとする。」とする。

2 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第五条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第二百九十二条第一項第十三号に規

定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する合計所得金額）をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によつて計算した金額に十万円を加えた額によるものとする。」とする。

3 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十九万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第五条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額）をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によつて計算した金額に六十五万円から令和七年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとする。」とする。

（令和八年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第十条 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第五条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

一 令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和八年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。）であつて、令和八年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第二百九十四条第二項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

二 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から

五十五万円を控除して得た額以下である場合

□ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

八 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十二号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五（以下「別表第五」という。）の給与等の金額として、別表第五により当該金額に依りて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

□ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に依りて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第五条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

（令和八年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第十一条 第一号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（令和七年度及び令和八年度の各年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、令和七年度及び令和八年度の各年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。）のうち令和七年度及び令和八年度の各年度分の同法の規定による市民税が課されていない者で前条の規定により令和八年度分の同法の規定による市民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であつて、そのみなされたことにより当該第一号被保険者の令和八年度分の保険料に係る第五条第一項各号に掲げる区分（以下「保険料段階」という。）が、当該みなし課税者に前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第一号被保険者の令和八年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「附則第十条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第一号被保険者の令和八年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定により減免する保険料の額は、当該第一号被保険者について決定された令和八年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と附則第十条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。

3 第一項の規定による保険料の減免については、申請を要しない。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議案第三十号

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

半田市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「九千七百円」を「一万円」に、「一万四千五百円」を「一万五千円」に改め、同条第三項中「百円」を「四百三十三円」に改め、「第二号に該当する扶養親族については一人につき三百八十三円を」を削り、「第二号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表中「一二、九〇〇円」を「一三、三四〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一四、一七〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の半田市消防団員等公務災害補償条例第五条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた半田市消防団員等公務災害補償条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第四条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障がい補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第三十一号

半田市雁宿駐車場条例の一部改正について

半田市雁宿駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市雁宿駐車場条例の一部を改正する条例

半田市雁宿駐車場条例(平成三年半田市条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「市街地における交通環境の整備及び名古屋市内への自動車の流入を抑制し、道路交通の円滑化」を「半田市福祉文化会館及び近隣の諸施設を使用する者の利便性の向上」に改める。

第四条第二項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第五条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、教育委員会が別に定めるものにあつては、使用料を免除することができる。

第五条第二項を次のように改める。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、全日定期駐車券、定期駐車券、一日一回駐車券又は回数駐車券(以下「駐車券等」という。)を交付することができる。

第八条、第九条、第十一条、第十二条及び第十四条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(半田市使用料条例の一部改正)

2 半田市使用料条例(平成三十九年半田市条例第一号)の一部を次のように改正する。
別表雁宿駐車場の項を次のように改める。

(別紙のとおり)

雁宿駐車場						
回数駐車券		一日一回駐車券	定期駐車券	全日定期駐車券	夜間駐車	普通駐車
普通駐車三〇分券六〇枚つづり	普通駐車三〇分券一枚つづり	一台一回	一台月額	一台月額	一台一回	以後三〇分ごと 一時間まで 一台一回最初の
五、三四〇円	一、〇六〇円	六四〇円	五、三四〇円	八、〇一〇円	三二〇円	一〇〇円 二一〇円
//	//	//	//	駐車券の交付のとき	//	駐車を庫場に出庫するとき
		//	午前五時から午後二時まで	午前〇時から午後二時まで	午前〇時から午前五時まで	午前五時から午後二時まで

議案第三十二号

半田市営住宅条例の一部改正について

半田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市営住宅条例の一部を改正する条例

半田市営住宅条例（平成九年半田市条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一長根西住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議案第二十三号

半田市水道事業給水条例の一部改正について

半田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

半田市水道事業給水条例（平成十年半田市条例第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第二ア及びびイの表を次のとおり改める。

（別紙のとおり）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の半田市水道事業給水条例別表第二ア及びびイの規定は、施行日前から継続して使用している水道にあつては、令和八年十二月一日以後料金の支払いを受ける権利が確定されるものから適用し、同年十二月三十日までに料金の支払いを受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。

ア 基本料金

区分(メートル口径)	金額(一月につき)
一三ミリメートル	九五〇円
二〇ミリメートル	一、〇五〇円
二五ミリメートル	三、〇六〇円
三〇ミリメートル	四、六一五円
四〇ミリメートル	九、六〇五円
五〇ミリメートル	一五、七八〇円
七五ミリメートル	四二、〇九〇円
一〇〇ミリメートル	八一、五八五円
一五〇ミリメートル	二〇七、四三〇円

イ 水量料金

区分	使用水量	金額(一月一立方メートルにつき)
一般用	一〇立方メートルまで	五〇円
	一〇立方メートルを超え 二〇立方メートルまで	八五円
	二〇立方メートルを超え 三〇立方メートルまで	一三〇円
	三〇立方メートルを超え 五〇立方メートルまで	一七〇円
	五〇立方メートルを超えるもの	二二〇円
	臨時用	一立方メートルにつき

議案第三十四号

半田市下水道条例の一部改正について

半田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市下水道条例の一部を改正する条例

半田市下水道条例（平成二年半田市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
別表中「六〇〇円」を「八一五円」に改める

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の半田市下水道条例別表の規定は、施行日前から継続して使用している下水道にあつては、令和八年十二月一日以後使用料の支払いを受ける権利が確定されるものから適用し、同年十一月三十日までに使用料の支払いを受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。

議案第35号

長根西住宅解体工事（週休2日）請負変更契約の締結について
次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 工事名 長根西住宅解体工事（週休2日）
- 2 工事場所 半田市長根町二丁目57番地の2
- 3 変更前請負契約金額 金138,270,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金12,570,000円）
- 4 変更後請負契約金額 金123,970,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金11,270,000円）
- 5 変更による契約金増減額（減額） 金14,300,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,300,000円）
- 6 請負契約者 愛知県岡崎市戸崎町字郷畔20番地
丸三建設工業株式会社
代表取締役 蒲野 功樹

(案)
工 事 請 負 変 更 契 約 書



1. 工 事 名 長根西住宅解体工事 (週休2日)
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市長根町二丁目57番地の2
4. 工 事 概 要 別添変更設計書のとおり
5. 工 期 原契約書のとおり
6. 変更前契約金額 金138,270,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金12,570,000円)
7. 変更後契約金額 金123,970,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金11,270,000円)
8. 変更額 減 額 金14,300,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,300,000円)
9. 特に定めた条件 原契約書のとおり

令和8年1月15日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。

ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

以上契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地
半 田 市
半田市長 久世 孝宏

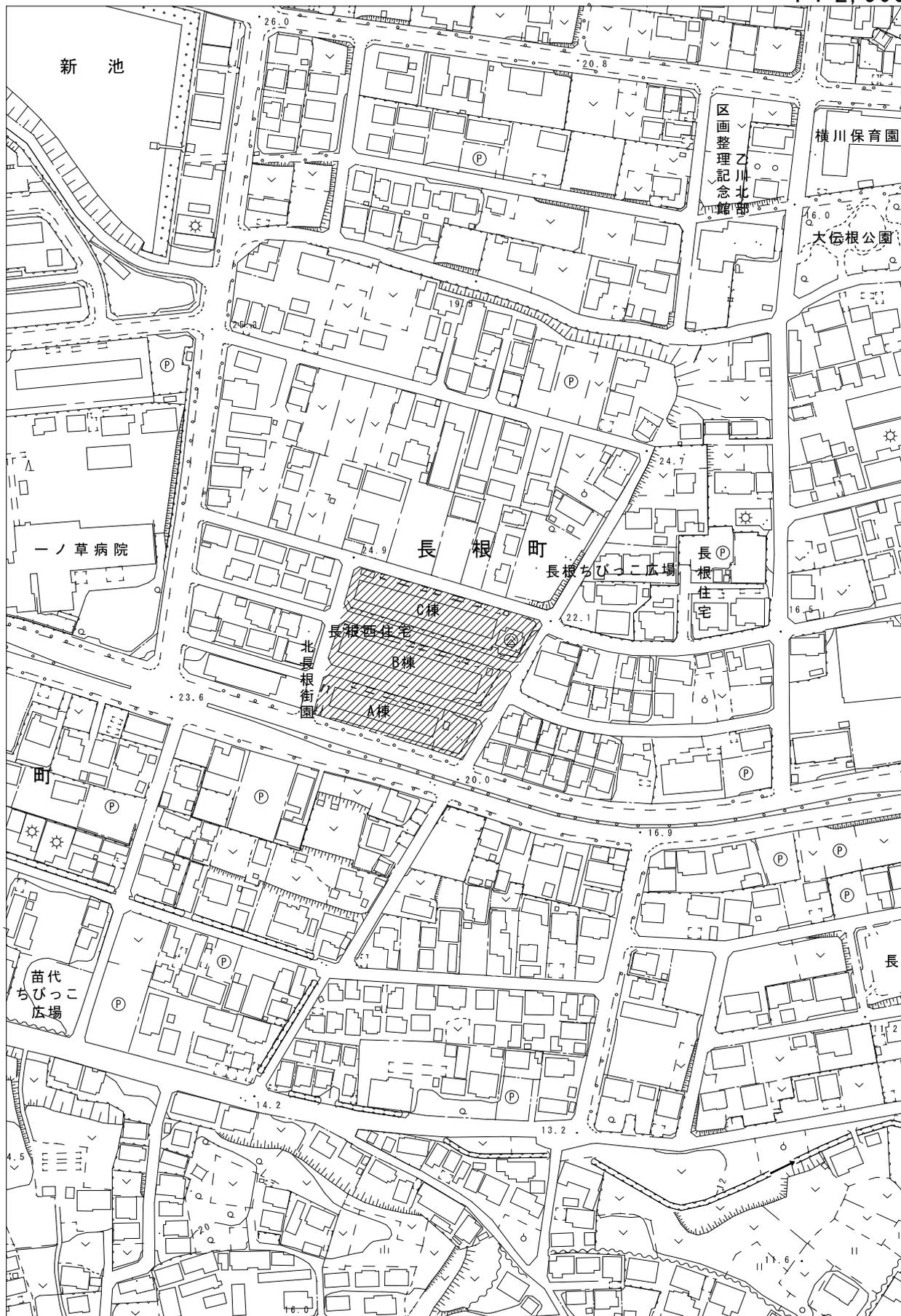
受 注 者 愛知県岡崎市戸崎町字郷畔20番地
丸ヨ建設工業株式会社
代表取締役 蒲野 功樹

変 更 概 要

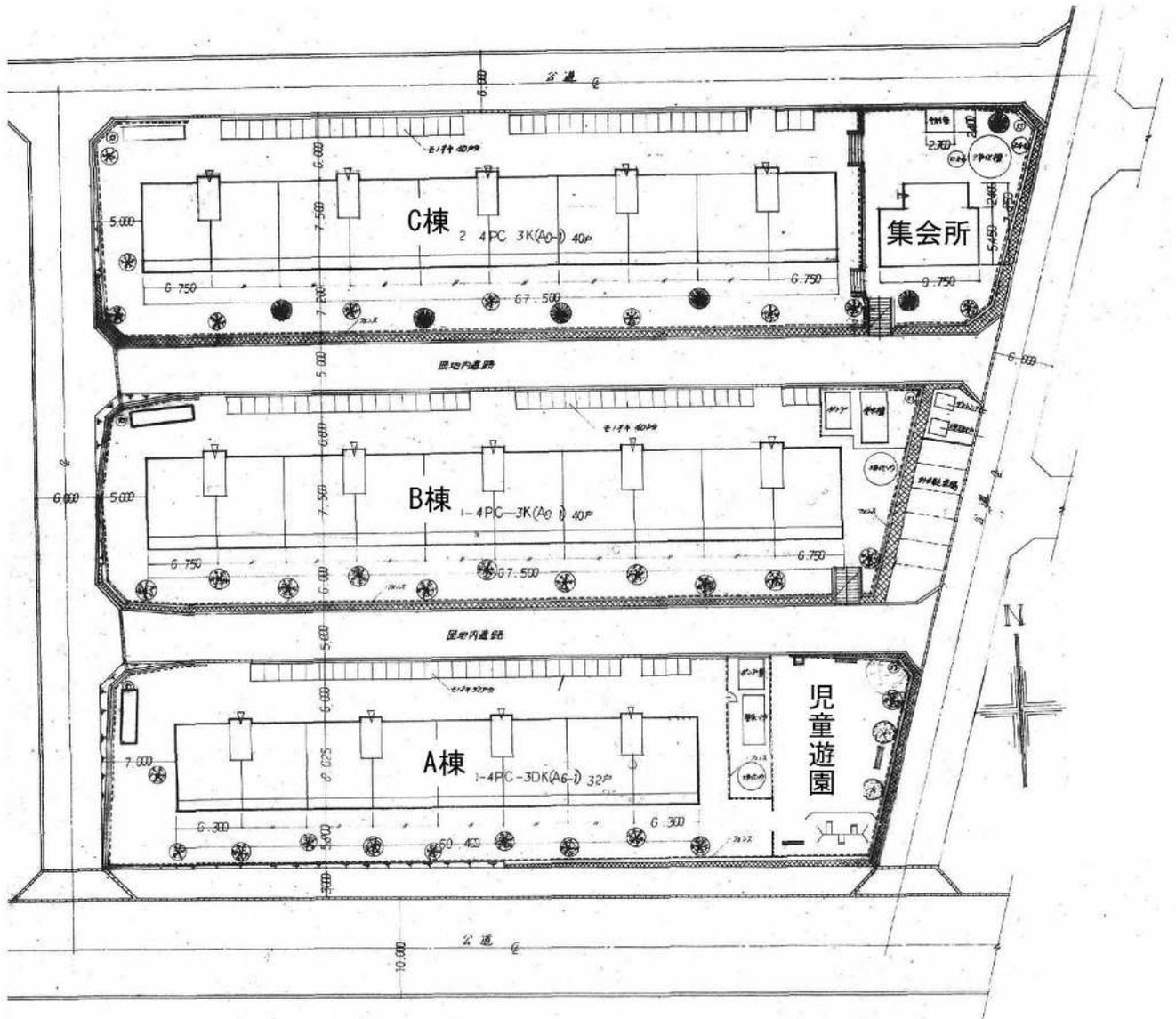
本工事において杭抜き工事を実施したところ、杭が破断して引き抜くことができないことが判明したため、土地利用を考慮して現況地盤面から5 m下までの範囲の杭を撤去するよう変更することとし、半田市建設工事請負契約約款第19条第4項及び第5項の規定に基づき、設計図書及び請負代金額を変更する。

位置図

1 : 2,500



 今回工事場所



配置図

議案第36号

財産の処分について

次のとおり財産を処分するものとする。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

1 処分する財産の種別及び数量

備 品 市内小中学校教育用タブレット

処分予定数量 9,655台

2 処分の目的

小中学校教育用タブレットの更新に伴い、使用済となった端末を売却するため。

3 売却予定金額

金64,785,050円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金5,889,550円)

4 契約の相手方

愛知県名古屋市港区昭和町14番地の24

株式会社アビツ

代表取締役 瀬田 大

5 契約の方法

指名競争入札

(案)

資料1

単 価 契 約 書

1. 事業名 小中学校教育用タブレット機器売却
2. 事業場所 半田市勤内町1番地 半田小学校始め21か所
3. 事業期間 開始 令和8年3月25日
終了 令和8年3月31日
4. 契約金額

品名	形状寸法	単位	単価契約金額(円)	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(円)	備考
小中学校教育用タブレット		台	6,710	610	

5. 契約保証金 免除

6. 特に定めた条件 特になし

上記の物品の売買について、発注者 半田市 と受注者 株式会社アビツ とは、別添約款に定めた条項により物品売買契約を締結し、この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 半田市東洋町二丁目1番地
半田市
半田市長 久世 孝宏

受注者 愛知県名古屋市港区昭和町14番地の24
株式会社アビツ
代表取締役 瀬田 大

処分予定数量（内訳）

項番	名称	住所	数量
1	半田小学校	半田市勤内町 1	393 台
2	さくら小学校	半田市東洋町 1-12-1	200 台
3	岩滑小学校	半田市岩滑高山町 5-55	436 台
4	雁宿小学校	半田市清城町 1-5-2	428 台
5	乙川小学校	半田市乙川北側町 1-1	591 台
6	横川小学校	半田市大伝根町 1-11-1	545 台
7	乙川東小学校	半田市花田町 3-1	551 台
8	亀崎小学校	半田市亀崎月見町 3-10	555 台
9	有脇小学校	半田市有脇町 6-37	150 台
10	成岩小学校	半田市成岩本町 2-1	563 台
11	宮池小学校	半田市南二ツ坂町 2-1-1	716 台
12	板山小学校	半田市四方木町 37-1	318 台
13	板山小学校 ならわ学園分校	半田市鴉根町 3-40	32 台
14	花園小学校	半田市花園町 3-5-1	725 台
15	半田中学校	半田市岩滑東町 5-80	772 台
16	乙川中学校	半田市大池町 3-1	901 台
17	亀崎中学校	半田市亀崎高根町 5-40	436 台
18	成岩中学校	半田市昭和町 3-8-88	754 台
19	青山中学校	半田市青山 5-6-1	536 台
20	青山中学校 ならわ学園分校	半田市鴉根町 3-40	29 台
21	半田市教育委員会	半田市東洋町 2-1	24 台
合計			9,655 台

議案第37号

市道路線の廃止について
 道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、次のとおり路線を廃止するものとする。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

路線番号	路線名	起点（地先）	終点（地先）	延長（m）
1452	浜側浜田1号線	乙川浜側町二丁目 70番1地先	浜田町一丁目 50番3地先	210.7
1455	浜田2号線	浜田町一丁目 20番地先	浜田町一丁目 41番地先	341.4
8207	花園23号線	花園町四丁目 9番1地先	花園町四丁目 13番1地先	210.5
8309	有楽90号線	有楽町五丁目 215番5地先	有楽町五丁目 216番3地先	228.6

道路延長調書 （令和8年1月31日現在）

路線数	総延長（m）
認定市道3,158路線	661,467.6
今回廃止市道 4路線	991.2
今回認定市道 9路線	931.7
合計 3,163路線	661,408.1

議案第38号

市道路線の認定について
 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり路線を認定するものとする。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

路線番号	路線名	起点（地先）	終点（地先）	延長（m）
1703	浜田14号線	浜田町一丁目 20番3地先	浜田町一丁目 30番地先	166.1
1704	浜田15号線	浜田町一丁目 32番1地先	浜田町一丁目 41番地先	137.0
2702	源内林29号線	乙川源内林町三丁目 46番17地先	乙川源内林町三丁目 46番15地先	131.6
5430	栄町30号線	栄町一丁目 12番12地先	栄町一丁目 12番7地先	58.2
5431	東郷16号線	東郷町三丁目 21番17地先	東郷町三丁目 21番18地先	16.7
8448	花園74号線	花園町四丁目 9番1地先	花園町四丁目 11番17地先	158.1
8449	花園75号線	花園町四丁目 13番1地先	花園町四丁目 5番5地先	44.2
8450	有楽104号線	有楽町五丁目 215番5地先	有楽町五丁目 215番11地先	163.2
8451	有楽105号線	有楽町五丁目 216番1地先	有楽町五丁目 216番3地先	56.6

道路延長調書（令和8年1月31日現在）

路線数	総延長（m）
認定市道3, 158路線	661, 467.6
今回廃止市道 4路線	991.2
今回認定市道 9路線	931.7
合計 3, 163路線	661, 408.1

議案第39号

半田市公平委員会の委員の選任について

半田市公平委員会委員藤田純代は、令和8年5月17日をもって任期満了となるので、その後任として次の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年2月18日提出

半田市長 久世孝宏

住 所	半田市在住
氏 名	藤 田 純 代
年 齢	60歳代

